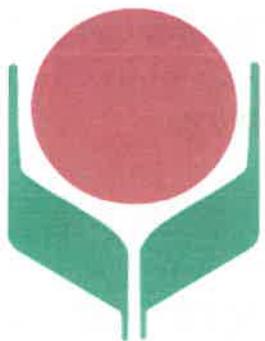


2019 年度（令和元年度）
第 23 回全日本青少年育成アドバイザー連合会
総会・研究集会



日時：2019年6月23日（日）～24日（月）
会場：ツネイシしまなみビレッジ
(瀬戸内体験型宿泊施設)
広島県福山市沼隈町中山南 26-1

主催 全日本青少年育成アドバイザー連合会
広島県青少年育成アドバイザー協議会

後援 広島県
福山市
公益社団法人 青少年育成広島県民会議



目 次

総会・研究集会開催要項	• • • • 1
総会次第	• • • • 2
議案	
第1号議案 平成30年度事業報告承認の件	• • • • 3
第2号議案 平成30年度会計報告承認の件及び監査報告	• • • • 18
第3号議案 規約改正（案）承認の件	• • • • 22
第4号議案 新会長及び監査人の承認並びに事務局長指名の件	• • • • 29
第5号議案 令和元年度事業計画（案）承認の件	• • • • 32
第6号議案 令和元年度一般及び特別会計予算（案）承認の件	• • • • 46
表彰者・感謝状贈呈者名簿	• • • • 49
研究集会	• • • • 50
記念講演「育成運動の課題と将来展望」	• • • • 51
事例発表	
(1) 福山市における「ひきこもり支援」	• • • • 59
(2) けん玉によるやる気づくり	• • • • 71
専門委員会	• • • • 73
総務委員会・後継者養成委員会・広報委員会 (P74) (P78) (P90)	
参加者名簿・部屋番号・専門委員会	• • • • 92
専門委員会班別表	• • • • 93
ツネイシしまなみビレッジ館内案内図	• • • • 94

2019年度第23回全日本青少年育成アドバイザー連合会 総会・研究集会開催要項

1 趣旨

我が国の青少年育成活動の柱として、青少年育成アドバイザーの存在は大きく、地域活動のリーダーとしての活躍が期待されている。時代の流れとともに青少年育成国民会議が解散され、その後を担う全日本青少年育成アドバイザー連合会や都道府県協議会などの役割を再認識し、社会情勢を鑑み、新たな青少年育成運動を展開することを目指して第23回総会・研究集会を開催する。

2 日時 2019年6月23日(日)～24日(月)

3 会場 ツネイシしまなみビレッジ(瀬戸内体験型宿泊施設) <http://www.tsuneishi-sv.com>
広島県福山市沼隈町中山南26-1 TEL 084-988-0003 FAX 084-988-1241

4 主催 全日本青少年育成アドバイザー連合会
広島県青少年育成アドバイザー協議会

5 後援 広島県 福山市 公益社団法人 青少年育成広島県民会議

6 日程 【6月23日(日)】

10:00～12:00 理事会

12:30～13:00 受付

13:00～13:50 開会式

挨拶 全日本青少年育成アドバイザー連合会 会長

広島県青少年育成アドバイザー協議会 会長

表彰式 全日本青少年育成アドバイザー連合会 会長賞

来賓挨拶 広島県知事、福山市長、福山市議会議長

来賓紹介 広島県知事、福山市長、福山市議会議長

(公社)青少年育成広島県民会議会長

14:00～14:50 総会

15:00～16:00 記念講演

「育成運動の課題と将来展望」

～全日本アド連の現状と今後の運動方向～

全日本青少年育成アドバイザー連合会 顧問 山本邦彦

16:10～17:10 事例発表 (1件:発表25分・質疑応答5分)

(1) 福山市における「ひきこもり支援」活動について 広島県:上村 健

(2) けん玉によるやる気づくり 広島県:今田弘武

18:20～20:20 交流会(センターハウス 食堂)

【6月24日(月)】

8:30～8:50 紙芝居「マコちゃんの宝物」 広島県:藤井百合子

9:00～11:10 専門委員会(総務委員会・後継者養成委員会・広報委員会)

11:20～11:45 全体会(委員会報告:委員長・質疑応答)

11:45～12:00 閉会式

総会次第

13:50~14:50

1 議長選出

2 定数確認

3 議事録署名人選出

4 議事

① 第1号議案 平成30年度事業報告承認の件

② 第2号議案 平成30年度会計報告承認の件 及び 監査報告

③ 第3号議案 規約改正(案)の承認の件

④ 第4号議案 新会長及び監査人の承認並びに事務局長指名の件

⑤ 第5号議案 令和元年度事業計画(案)承認の件

⑥ 第6号議案 令和元年度一般会計及び特別会計予算(案)承認の件

⑦ その他

5 閉会

1号議案 平成30年度運動の総括及び事業報告（案）

はじめに

30年度は、風光明媚な宮城県松島で22回大会を開催。我ら全日本アド連が目指す基本目標を確認し、それに向かって前進する為、青少年問題の現状とその背景を考察したうえで、29年度同様に重点運動4点を継続して推進することを決定した。

組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについては、3つの専門委員会の目標を明確にして、その実践に努めた。特に、後継者養成委員会では、アド養成講座のテキストとして、また会員必携の書として、「子ども若者と共に」の冊子を今井財団の支援を受けて作成・活用したことは、歴史に残る事業として特筆できる。また、総務委員会では会員の位置づけ、会費の値上げ、個人情報の取り扱い、運営細則などの規約改正し、活動状況の調査を行い、実施可能な組織へは地方議会に対して、青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について陳情するよう要請した。広報委員会では、ネットの活用により、連携を緊密に取り合い、各組織の活動や活動事例集作成の為の情報を収集するなど、活発な活動ができた年であったと云える。

以下、方針に沿って、一年間の運動を簡単に総括する。

1、青少年育成の基本目標について

我々の生みの親である青少年育成国民会議の結成宣言が、われらの目指す育成運動の普遍的な目標であることを再確認した。この目標に向かって運動を進めることができ、我らの青少年育成運動であり、今後も、各ブロック、各都道府県の総会・研修会で全会員に徹底していく必要がある。

2、現状の認識と課題について

（1）青少年を取り巻く社会の現状について

社会を写す鏡が青少年であることを認識し、この現状の中に憂慮すべき青少年問題を生み出す根本的要因があることから、今後とも社会の現状や変化を注意深く見つめ、青少年に与える影響を考え、適切に対応していく必要がある。

（2）青少年の現状

この社会の影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、規範意識の低下、社会性の未熟（人間関係づくり能力の低下～コミュニケーション能力の低下）、問題行動の多様化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われ、いじめを原因に、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られており、我々が取組むべき課題はいやがうえにも大

きく、これらの青少年問題を共有し、力を合わせて解消に努めることが、我々の育成運動の原点となる。

(3) 組織の現状

各県アド協で独自の養成講座（入門講座）を実施し、県民会議や関係団体の支援によって、アドバイザー組織の無い府県からの全日本アド連の養成講座（認定講座）への参加も増えてきた。その為、新しいアドバイザーが増えて活力を生み出しつつあり、これらの組織化が重要となってきた。

しかし、組織的な活動が弱い所は、解散や脱退に追い込まれた所も出てきた。今後は、これら高齢化や弱体化しつつある組織との、人と情報の交流を図り、実態を把握しながら、全国の同志と共に歩むことの重要性や楽しさを感じていただくことが大切である。

(4) 青少年育成運動の経過

国民会議の解散による、国民運動の衰退は確実に進んでおり、従来からの運動もマンネリ化してきたため、新しい運動として「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を提唱・推進してきた。スローガンとしては少しずつ周知できてきていているが、内容が定着せず、呼びかけだけに終わっている。県民会議連合会とも連帯して、国民的運動として、推進できるよう、共通の運動テーマに確立していく必要がある。

特に、各都道府県のアド連が市町村民会議の諸活動見直しも含めて、積極的に参画して提唱・推進していく必要があり、今後も、継続した我らの課題とする。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

毎年、この運動方針で明確に示して、周知に努めてきたが、育成運動が幅広く、奥深いものであるだけに、明確に伝わっていないのが現状であり、出来る限り分かり易く、会員に徹底し、それによって周囲に理解される運動に成長させていかなければならない。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

国民会議が無くなって、養成講座を本会独自で実施することを決定し、29年度までに6回実施。163名の方々を認定しており、その活躍を期待している。30年度（新7期）は、昨年に続きゆめ基金の助成を受けることができ、新期25名。他に既アド認定者21名が受講され、現在認定申請レポートを受付中である。

また、テキスト作成委員会を設置して、今井財団からの助成を受けて、「子ども若者と共に」と題する、アド必携の書であり、養成講座テキストとして活用する本を刊行したこととは本会の歴史に残る事業として特筆できる。今後はこの活用に努め、入門講座や通信講座を実施し、益々多くの仲間を増やしていくことが課題である。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

内閣府が開催する中央研修やブロック研修に積極的に参加してその理解に努めた他、養成講座で引きこもり等支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」の具体的方策について研究・討議を行い、我々の運動のあり方について検討した。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定について、地方議会への陳情も試みた。今後も、制定に向けた要望を強化していく必要がある。

3. 重点運動方針に関する総括について

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、新しい運動への取り組みを啓発しその実践に取り組みますとして、4つの重点方針を定めて取り組んだ。

(1) 組織を強化して、情報を共有し、実践力を高めることについて

1) 自分自身の活動を見直すことについて

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、を自らに問い合わせる作業は目に見ておらず、「自分はこのままで良いか」との問い合わせは、養成講座のみに終わっている。自分の中に占めるアドの位置がどの程度上がってきてているのか、アド共通の名刺活用等の実態を調査することも一つの目安となろう。今後の啓発が必要である。
- ② 所属する都道府県アドの現状を見つめ直すことについて、年何回の集まりがあるか?どのような活動をしているかの調査はできず、その為・各県一強調運動の推進~各県アドが最も力を入れる運動を一つ決める調査もできなかった。しかし、チャンスを活かす運動と、基本法制定要望運動については、その取り組み状況を総務委員会が調査し、その結果が報告された。(報告書は別紙添付のとおり)
- ③ 全国大会や各ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定することについては、宮城大会、その他ブロックの研究集会には会員の活動事例を発表し、研修と啓発に努めたほか、活動事例集作成の準備に繋ぐことができた。今後も継続する必要がある。
- ④ 情報をより多く発信・収集するためのネット活用については、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やし、相当促進できた。今後も拡大が期待される

2) 事務局体制を拡充して情報網の強化を図ることについて

ネット活用による日常的な情報の交流は進んできたが、事務局会議は開催できなかった。

- ① 各委員会に設置した事務担当が、委員会の内容を把握・記録して議事録作成や委員会活動の充実に努め、広報担当に情報提供を行った。

- ② 各ブロック事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供し、HP やアド連たよりに掲載することができたが、事務局の無いブロックがあり、今後の課題である。
- ③ 各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催する時間が取れず、理事会・専門委員会と合同の会議となつたが、これは全日本アドが一体となって、総会決定による業務の遂行を行うことに繋がったといえる。

3) 各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めることについて

(総務委員会)

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の推進状況の調査を行った。札幌を除いては、まだまだ具体的な推進方法を見つけ出すことができず、スローガンに終わっている。(調査結果は別紙添付のとおり) 具体的には、家庭で「子どもと一緒に炊事・洗濯・掃除をしよう」とか、地域で「子どもの出番をつくろう」とか、今後は内容を奨励する必要がある。
- ② アドの活動基盤である、市町村民会議・都道府県民会議等の連合会に「アドの果たす役割を検討する。」としたが、具体的な役割にまでは至らず、今後の継続した課題とする。
- ③ 法人化(NPO, 一般法人、財団法人など)に関する課題については、理事会との合同委員会で法人化の重要性を確認し、設立に向かって検討委員会を設置することを決定～山本・峠・石井・堀・香川・宮後・清水の7人を選任～役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど～解決の方策の検討をすることに決定。
- ④ 基本法制定要望については、第4の重点方針で報告のとおりである。

(後継者養成委員会)

- ① 各ブロック・各県開催の入門講座の開催奨励支援については、入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知して参加者を増やすことに努めた。しかし、隣県に呼びかけしていない組織もあり、今後も継続した啓発が必要である。
- ② 今井財団から100万円の助成金を受けて、テキスト作成委員会を設置。萩原元昭委員長、福留強副委員長のもと、山本邦彦、谷本治、宇野晃、を編集委員に配島裕美事務担当のもと、東京創作出版の協力を得て、1000冊を刊行。総支出額152万円余。(詳細は委員会報告書のとおり) 各ブロックに必要部数を配布し、経費の負担をお願いした。今後の活用が大いに期待される
- ③ 通信講座の実施方法の検討を続けた。案ができ次第理事会に諮り、総会に提案予定(広島大会で審議予定)である。
- ④ 新第7期、青少年育成アドバイザー養成講習会の実施。ゆめ基金の補助を受けて、平成31年2月22～24日。オリンピック記念青少年総合センターで開催。新規25名。既アド21名計46名の参加。刊行したテキスト

を販売・活用して成功裡に終了。(詳細は委員会報告のとおり)

- ⑤ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討については、理事会・委員会合同会議で審議し、組織対策担当の委員会設置をすることに決定。具体的には令和元年度から活動開始予定となった。

(広報委員会)

ホームページ(HP)、フェイスブック(FB)、グループメール、Eメールなどを積極的に活用し情報の交流を活発にして周知徹底し、更に活動事例の収集を行った。

- ① 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開したが、まだ不十分と思われる。情報は組織運営の血液であり、流れが止まれば組織は死んでしまうことを自覚することが大切である。
- ② 啓発資料(活動事例集)作成資金を昨年に引き続き今井財團に申請。120万円を申請したが、昨年の実績が評価されたのか否か50万円の交付決定となった。今後、これをどのように活用し、不足資金の確保を検討しながら、発刊を検討する必要がある。
- ③ アド連だよりを予定通り第17・18号(第19号は4月)発刊し、HPに掲載すると共に、各都道府県アドにメール配布した。郵送希望の県アドには郵送配布した。
- ④ HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やすことについては、実施できず、継続して来年度の課題としたい。
- ⑤ アド養成講座の新期受講者全員に「ありがとう100回運動」グッズを配布して啓発。総会やブロック研修会等にも配布して啓発・活用した。今後も継続すると同時に「のぼり旗」や「名刺」の活用拡大に力を入れる必要がある。
- ⑥ その他、啓発グッズの残数は次のとおり
・バッチ40個。
・ありがとうシール～小1131枚。大470枚。缶バッチ111個

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の推進について

運動の趣旨や要旨は、HPにも掲載して、推進を啓発したが、具体的にどのように推進できたかを、総務委員会で調査を実施。(別紙添付のとおり)回答も少なく実践事例も少ない。更に、その活動の内容把握が困難であり、今後、推進方法や実施組織・場所など異なる工夫が必要である。

(3)各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画し、その活性化を図ることについて

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ることについて

- ① 先ず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動と共にしながら、組織・活動の現状

を把握し、課題を見つけることを目指した。アド個人として市町村民会議への参画は従来から積極的に行っていることは確実であるが、その内容や影響力がつかめておらず、調査方法や、報告様式など、今後検討する必要がある。

- ② 市町村民会議の運動に「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を目指し、総務委員会で調査したが、札幌以外での取り組みは、正確な内容が把握できていない。①と同様に調査方法や、報告様式など、今後検討する必要がある。
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践については、「のぼり旗」やシール・缶バッヂを活用して啓発した。「ありがとう」運動の重要性は理解が進んできており、手ごたえを感じているが、アド会員の実践をはじめ、その成果や評価の方策を検討する必要がある。
- ④ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案を提唱したが、その実績も掴めていない現状で、情報交流や活動報告の在り方が課題である。

2) 都道府県民会議にアド連(協)として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ることについて

- ① 先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めた。HPに相互にリンクできることが望ましいと考えたが、各都道府県民会議と各都道府県アドとの個別の交渉までには至らず、今後の課題となった。全国県民会議との協議が解決の糸口になるかも知れない。
- ② 都道府県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけることとしたが、その実態が掴めておらず、これも今後の課題とする。
- ③ 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ④ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と実践をします。
- ⑤ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。

上記②③④⑤については、各都道府アド協と各県民会議との連携は強く、緊密な関係にあるが、前記1)の市町村民会議に関することと同様に、その内容や影響力がつかめておらず、調査方法や、報告様式など、今後検討する必要がある。

⑥ 県民会議等連合会への加入を奨励・推進については

(参考～未加入県)(H29年3月現在)

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県(26府県)
残念ながら、進展がみられず、今後も継続した努力は必要である。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ることに

について

1) 独自の運動を強化・継続することについて

- ① 国会議員への要望を継続し、その必要性と理解を訴えることとしていたが、各都道府県独自での国会議員要望の実施報告は上がってきていません。
- ② 都道府県・市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を行うことについては、鳥取県議会・鳥取市議会・鳥取県江府町・愛知県春日井市議会の採択があり、意見書を衆参国議長と関係大臣へ要望書が提出された。その他、鳥取県倉吉市議会では、趣旨採択。和歌山県議会では継続審査となっている。東京都江戸川区議会、鳥取県湯梨浜町議会では残念ながら「具体的な内容が明示されていない。法の制定により、子どもの自由が束縛される恐れがある」との理由で不採択となった。今後とも、より多くの都道府県や市町村で取り組むことが、基本法制定に近づくことに繋がるため、会員のより一層の理解を期待する。

2) 全国県民会議等連合会との連携を強化することについて

- ① 11月の定期総会に山本会長が出席して、短時間ではあったが、アド養成講座への協力に感謝を申し上げ、今後との引き続き協力をお願いすると同時に、全日本アド連との連携強化と共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを行った。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ることについて

- ① 8月開催の全国教育問題協議会全国大会に山本会長が参加し山本事務局長に基づ本法の制定要望運動を共同して進めていくことを提案した。
- ② 青少年育成のまち協議会の設立が福留強先生を中心に進められており、これに賛同して参画することを検討している。今後とも福留先生との協議を進めることしたい。③その他今後可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努める必要がある。

4) 基本法の制定以外にも、地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討することとしていたが、取り組みができなかった。多様化・深刻化し続ける青少年問題について全国的に取り組む必要がある問題について、検討し全国組織として他団体と連携して、解決を図るために不可欠な課題である。

4 地域育成課題の取り組みと運動の継続 NPOについて

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取組んだ。

(1) 地域のおじさんおばさん運動について

この運動は、「あいさつ、声かけ、見守り」など育成運動の当初から日常活動として取り組んでおり、アド運動の基本活動であることから、日々殆どのアドが実践していることであり、今後も継続して実践していく。

(2) 子ども・若者の居場所づくりについて

従来から、公民館、児童館、市民・青少年センター等で、青少年の地域活動が行われており、これら事業を支援する為、ボランティアとして参加し続けている。近年、不登校や引きこもりにより、外出することの苦手な子ども等が増えていることから、この人たちを対象にした安心できる居場所づくりが必要となっている。その為、子ども食堂や、NPO 法人を立ち上げるアド仲間が増えている。今後も青少年育成の重要な運動の一つとして、拡げていく必要がある。

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動について

毎回、アド養成講座の重要なテーマとして、その重要性・必要性を学び、グループワークで啓発方法を研究協議している。また、広報委員長である峰さんを中心に、紙芝居による啓発を進め、ブロックや各県アド研修会に出かけて講演指導し、紙芝居づくりを含めて啓発に努めている。今後も、講演地を拡大して、全国運動に発展させて、アド運動の特徴的活動に位置付けたい。

5 事業報告

本年度活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開した。

1) 会議の開催

① 総会ならびに研究集会

期日 平成30年6月24（日）・25日（月）

場所 宮城県宮城郡松島町 「パレス 松洲」

参加者64名。

主な内容～会長表彰、29 年度運動の総括、事業決算報告の承認。規約の改正

30 年度活動方針・事業予算計画の決定

総務・後継者養成・広報委員会の開催と活動内容の協議

研究集会～事例発表（岩手・北海道）記念講演「非行少年を生まない
社会づくり」

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

・31年（中国・四国～広島県）・32年（近畿）33年（関東・甲信越）

・34年（東海・北陸）・35年（東北・北海道）

・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・。

② 理事会の開催～年4回開催～4回とも専門委員会・事務局合同会議として開催

第1回～30年4月14・15日～国立オリンピック記念青少年青少年総合センター。

29年度運動の総括（案）、事業決算報告の（案）規約の改正（案）

30年度活動方針・事業予算計画（案）の作成・協議

総務・後継者養成・広報委員会の開催と活動内容の協議

第2回～30年6月24日～松島町「パレス松洲」

総会提出議案の決定。総会・研究集会進行、運営の協議。

第3回～30年11月27・28日～青少年総合センター。

30年度総会決定に基づく前半活動の報告と後半活動の推進計画を協議

31年度役員改正、理事会推薦による会長・事務局長候補者の協議

法人化検討委員会、組織委員会、ボランティア委員会設置の検討

総会議案の骨子と作成担当者の協議

第4回～31年2月23日～青少年総合センター～養成講座開催期間中

30年度後半活動の報告。31年度総会議案準備、広島大会開催要項の協議

活動事例集作成委員の選任

③ 役員会の開催～理事会・委員会・事務局の合同会議を開催している為、役員会としては、開催できず。

④ 専門委員会の開催～総会・理事会・役員会に合わせて3つの委員会を開催。
内容は理事会欄で記載のとおり。(詳細は別紙委員会報告のとおり)

⑤ 事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて開催。

事務局単独としての会議は開催できず。ブロックで事務局の無い所は、置いて頂くよう要請することが適當と思う。

⑥ テキスト作成委員会・編集委員会の開催(詳細は後継者養成委員会報告のとおり)

第1回～30年4月14日。国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容①経過報告(今井財団への申請・100万円助成金の決定。作成内容)

②作成委員、担当事務局の決定

③作成の収支予算の協議

④作成方法と今後の進め方の協議

第2回～30年5月23～24日。国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容①執筆内容と執筆予定者の決定

②(旧)国民会議テキストとの比較協議

③テキスト活用、通信教育のための要項骨子の協議

④予算計画の執行に伴う宮城大会での委員会協議内容の検討

第3回～30年7月30日～国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容①現行の進捗状況と今後の対応

②原稿のレイアウトと業者との内容・今後の日程協議

③本の名前・タイトルの決定

第4回～30年8月24日。国立オリンピック記念青少年総合センター

主な内容①テキスト初校(本形状)による編集・校正の協議

②掲載する関係・参考資料の協議

10月2日、1,000冊刊行。総会決定による各ブロック配布予定数により受注、発送。

2) 広報・啓発活動と組織網の活用について

会員意識向上のため、全日本・各ブロック・各県の総会時や研修会に着用と購入啓発に努めた。徐々にではあるが、活用が進んできているが、まだまだ、徹底してきたとは言えない。今後とも、会員自身が自覚と誇りをもって着用・活用するよう啓発・奨励をする必要がある。

- ① 会員バッヂとロゴマーク入りの名刺の活用
- ② 「ありがとう」運動缶バッヂ・シールの活用
- ③ のぼり旗の活用
(①②③の詳細は広報委員会報告のとおり)

- ④ 「全日本アド連たより」の発行について

予定どおり年3回発行。メール配信できない組織については、庶務担当（山本会長）がカラーコピーをして郵送した。

第16号～4月15日付け。

2月23～25日、オリンピックセンターで開催した、新第6期養成講座。30年度（第22回）宮城での総会開催要項と参加要請。アド紹介パンフレットの完成と活用奨励。総会前理事会と29年度活動報告（概要）を掲載。

第17号～9月1日付け

第22回宮城大会の様子（被表彰者名、総会内容と会長あいさつ、各委員会の様子）研究集会の事例発表内容。参加者の感想等を掲載。

第18号～31年1月1日付け

11月理事会の様子。新第7期アド養成講座募集要項。中四国ブロック研修会、東海・北陸ブロック研修会の様子、等を掲載。

- ⑤ 全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなどの活用

ホームページの更新に努めた他、グループメールの登録者の増大や新しくフェイスブックを開設して、活動を紹介するなど、昨年度以上に情報発信ができた。更に、情報の提供を多く受けることが発信拡大の力であり、今後の会員の協力が期待される。また、これらの情報を見ない会員もあり、これ等への啓発や情報提供が課題である。

- ⑥ 情報網の整備と活用について

総会参加者には組織表を渡し、欠席県には総会資料と共に送付して活用を図った。特に、Eメールは文書等が添付送付でき、郵送料の軽減と共にスピード感をもって提供できた。今後は隣県の総会・研修会などの周知をはじめ、更なる情報交流に努める必要がある。これにより、ホームページほか、様々な方法での広報・啓発活動が進み、組織の活性化に繋げる事が可能になる。

ただ、各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にすることについては、取り組みができず、次年度の課題としたい。

- ⑦ 啓発パンフレットの活用を図り、活動事例集作成を検討することについて
新しく作成したパンフレットを全組織に送付して、活用を図った。更に、活動事例集を作成する準備を行うことについては、16県から45件の事例が集まった。
31年度事業では、作成委員会を組織して、編集方針などを協議・決定し、投稿要領により投稿いただくことにしたい。

3) 後継者養成講座の開催について

- ① 入門講座は昨年に引き続いて、昨年同様に各道府県で開催した。東京アド会も江戸川区で開催。都内の別の区や隣県（埼玉県）からの参加もあり、盛会裏に終了。
また、入門講座でのテキスト活用がどの程度行われたかは、把握できていない。
② 新7期全日本アドバイザー養成講座を計画どおり開催。
宮城大会時点で講座の日程、内容を公表して周知し、ゆめ基金の助成、全国県民会議連合会の協力を頂いて次のとおり実施した。

とき 平成31年2月22・23・24日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

参加費17,000円。北海道から沖縄までの参加を頂き、新規受講者25名。既アド受講者21名。合計46名となった。昨年度（新規44名・既アド22名。計66名）より20名の減となったが、多くの大学教授ほか専門の先生を講師に充実した講座を実施することができた。

（詳細は別紙、後継者養成委員会報告のとおり）

長年講師をお願いしていた久田邦明先生が昨年秋他界され、お招きすることができなかった。ご冥福をお祈りします。

③ 認定審査委員会の開催

とき 平成31年4月14日

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続について

- ① 8月25日～全国教育問題協議会の全国大会に会長が出席し、山本事務局長と面談。
時間が短かった為具体的な取り組みについての協議はできなかったが、今後に繋ぐことができた
- 可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行うことについては、重点方針の活動総括に記載の通りである。
 - 各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国會議員に要望書やハガキを持参又

は郵送することについては、実施の報告を受けていない。

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

7月1日 アド東京会、江戸川区にてアド入門講座開催～山本会長参加

9月7日 近畿ブロック研修会、京都市内にて開催～山本会長参加

9月28日 中四国ブロック研修会、山口県防府市にて開催～～山本会長参加

1月 27 日 兵庫県アド入門講座～神戸市にて開催～山本会長、岡広報委員長参

加

6) 表彰を行う

① 本会の会長表彰については、宮城大会で8名（内4名出席）に表彰状を授与した。

② （社）日本善行会の個人表彰（成人）については、11月17日、明治神宮において、神奈川県～配島裕美。富山県～山下義春。愛知県～大村鑑造。兵庫県～鳥山すゞ代。徳島県～西岡賦史。香川県～坂出忠臣。の6名が受賞した。今後の益々の精進と活躍を期待したい。

③ （社）日本善行会の個人表彰（成人・金銀章）については、
金章～山本又三（東京） 銀章～竹内菊雄（東京）・芝 和子（兵庫）の3名が
決定し令和元年5月18日（土）午後1時30分より、明治神宮で表彰式

7) アドバイザーを支援する有識者会議の開催について

有識者会議としての開催はできなかったが、通信教育のためのテキスト作成や、アド運動活性化のための活動事例集の作成を行うため萩原元昭、福留強の両先生に出席いただき、本会運動の推進についてご意見を頂くことができた。これによりアド必携の書「子ども若者と共に」が刊行でき、事例集作成の準備を進めることができた。

8) 内閣府など関係機関事業への積極的参加について

内閣府主催の次の会議に参加を奨励し、研修に励んだ。

① 中央研修会への参加

とき 平成30年11月26～27日（月～火）

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

② 各ブロック研修会への参加

・北海道・東北ブロック研修会

とき 平成30年9月11日（火）10：00～15：00

ところ（秋田市）にぎわい交流館

・中部ブロック研修会

とき 平成30年8月27日（月）10：00～15：00

ところ（名古屋市）名古屋国際会議場

- ・関東甲信越ブロック研修会
とき 平成30年10月16日(火) 10:00~15:00
ところ (甲府市) 山梨県立図書館
 - ・近畿ブロック研修会
とき 平成30年9月7日(金) 10:00~15:00
ところ (京都市) 京都教育文化センター
 - ・中国・四国ブロック研修会
とき 平成30年10月5日(金) 10:00~15:00
ところ (松江市) 島根県民会館
 - ・九州・沖縄ブロック研修会
とき 平成30年10月12日(金) 10:00~15:00
ところ (佐賀市) 佐賀県教育会館
- ③ その他、関係事業への参加
- ・青年リーダー研修会
とき 平成31年1月 日(~)
ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター
- ④ 10月9日～内閣府青少年問題研修会～山本会長・配島東京事務局長が参加。
講師古賀先生～居づらさをかかえる子ども達～

9) その他

- ① 30年9月。全日本アド連が古くからご指導をいただいている有識者の一人である、闘病中の久田邦明先生がお亡くなりになり、全日本アド連として葬儀に生花をお供えすると共に、宇野・配島は葬儀に参列。有志からもご香典を贈った。(生花の代金は理事・委員の賛同者で負担した) ご冥福をお祈りします。
- ② アド東京会が中心となって継続している「東日本大震災忘れないパート6」のイベントに山本会長がメッセージと、協賛金5,000円を贈った。
- ③ 平成30年 会長行動報告
(全日本アド連関係)
4月14～15日 アド認定審査会～オリセン会議室。33名認定(宮城総会報告のとおり) 第1回理事会・委員会・事務担当～出席15名。委任6名。
欠席2名
第22回総会議案(29年度総括・事業・会計報告。規約改正。30年度方針・事業・予算計画案) 大会運営について審議
5月23～24日～テキスト作成委員会～オリセン
6月23～25日～第2回理事会(出席理事8名～委任5名。専門委員3名。事務担当3名)

総会前提出議案審議。一般会計予算案を一部修正。他原案通り提出決定
第22回総会～原案通り決定（来年度から総会経費を予算案に盛り込む
要望あり）・全国研究集会（宮城県松島町）64名参加

7月1日～アド東京会入門講座～東京江戸川区

7月30日～テキスト作成委員会～オリセン

7月31日～日本善行会表彰候補者推薦～配島裕美（東京）。山下義春（富山県）。
大村鐘造（愛知県）。鳥山すゞ代（兵庫県）。坂出忠臣（香川県）西岡賦
文（徳島県）6名～10月12日付け、決定通知受領。11月17日。
13時、明治神宮にて表彰式。

8月24日～テキスト作成委員会～オリセン

8月25日～全国教育問題協議会全国大会参加～永田町自由民主会館～憲法改正に
教育理念を盛り込むこと。（基本法制定要望団体との連携を模索の為）

8月26日～日本善行会、特別表彰候補の推薦依頼文書発送

（10月24日付で関東ブロック山崎会長から東京会山本会長を推薦。
本会推薦枠1名のため、11月理事会協議事項とする）

9月7日～近畿ブロック研修会～京都市内～全日本アド連、縦会と近況報告

31年度近畿会長～宮後（兵庫）。副会長～前（和歌山）。吉田（京都）

10月5日～内閣府中四国ブロック研修会（松江市）。鈴木参事官補佐へ10月9日
に内閣府へ伺い、養成講座統括官名義後援申請書提出訪問のアポを取る

10月9日～内閣府青少年問題研修会～講師古賀先生～居づらさをかかえる子ども
達～

配島さんと内閣府を訪問し鈴木参事官補佐と面談し後援申請書提出～審
査して後日回答のこと。

10月11日～テキスト刊行（1,000部）～（経過・決算ほか詳細は別紙添付のと
おり22日付で提出）

11月1日～今井財団へ「活動事例集」作成補助を申請（別紙添付のとおり）

11月6日～埼玉県富士見市高野アド三徳山来訪の為面談

12月7日～日本善行会へ金章・山本又三（東京）銀章・竹内菊雄（東京）、芝和子
(兵庫)の3名の推薦状提出

12月21日～鳥取県湯梨浜町議会より陳情「不採択」の通知受領

1月27日～兵庫県アド入門講座 講義

2月22～24日 新第7期 アド養成講座～オリンピック記念青少年総合セン
ター

2月23日～第4回理事会・委員会・事務局合同会議～後半活動と23回広島大
会準備

3月4日～今井財団から50万円の助成決定通知有り。～誓約書、助成金講座支
払依頼書の提出（郵送）

3月23日～上記指定口座への振込確認～領収証を郵送

平成31年

4月3日～鳥取県倉吉市議会より陳情「趣旨採択」の通知受領

4月14・15日～第1回理事会・委員会合同会議～オリンピック記念青少年総合センター

4月14日～アドバイザー認定審査会

4月15日～活動事例集作成委員会、総務・後継者養成委員会

4月15日～内閣府訪問（配島事務担当と養成講座募集要項に関する件）

④ブロック研修会開催報告

（東海・北陸ブロック関係）

8月26～27日～東海・北陸アド連総会・研究集会（名古屋市）開催

富山4名 岐阜10名 愛知20名 合計34名参加

次回の開催県は岐阜県に決定

（近畿ブロック関係）

9月7日～近畿ブロック研修会 京都市内にて開催

31年度近畿ブロック会長 宮後（兵庫）副会長 前（和歌山）吉田（京都）

令和元年10月1日和歌山市内において研修会開催予定

（中四国ブロック関係）

4月26日～中四国アド連役員会～岡山市～30年度総会議案（29年度総括・事業・会計報告。30年度方針・事業・予算計画案）大会運営について審議

6月9日～中四国アド連総会（岡山市）

9月28～29日～中四国アド連研究集会（山口県防府市）～広島8、岡山1、

鳥取4、香川2、徳島1、愛媛5、高知6、山口8、愛知1、来賓3、講師7、（島根〇）合計46名。

9月28日～中四国アド連役員会～31年4月総会前役員会。

31年度役員 会長～香川県、副会長～高知県・広島県を決定。

31年度研究集会9月7～8日、徳島県 徳島グランドホテル偕楽園

2号議案 平成30年度 一般会計収支決算報告書（案）

収入の部

単位：円 △はマイナス

科 目	30 年度予算額①	30 年度決算額②	増減①-②	備 考
会 費	138,000	110,000	28,000	19県×5,000 1県×3,000 3号会員会費 12,000
繰越金	73,787	73,787	0	前年度繰越金
グッズ代金	97,500	30,230	67,270	
その他	286,713	220,001	66,712	寄付金 214,000 円 前年度未納金 茨城 3,000 島根 3,000 利息 1
合計 (A)	596,000	434,018	161,982	

支出の部

単位円

科 目	30 年度予算額①	30 年度決算額②	増減①-②	備 考
会 議 費	40,000	9,800	30,200	役員会・理事会・有識者会議
事 業 費	50,000	139,492	△89,492	
事務費	25,000	50,210	△25,210	国会議員への要望印刷、コピ-
	25,000	89,282	△64,282	切手、宅配便
旅 費	60,000	57,000	3,000	講師・役員旅費補助
HP維持費	48,000	48,000	0	ホームページ維持費
グッズ購入費	100,000	0	100,000	シール、のぼり、パンフ
特別会計 繰り入れ	150,000	150,000	0	
予 備 費	148,000	2,016	145,984	振込手数料
合 計 (B)	596,000	406,308	189,692	次年度繰越金 A-B=27,710

平成30年度 特別会計収支決算報告書（案）

1 平成30年度 アドバイザー認定会計決算書（案）

収入の部

単位：円

科 目	30 年度予算額	30 年度決算額	増 減	備 考
繰 越 金	176	176	0	前年度繰越金
認定登録料	320,000	320,000	0	8,000円×40名（29年度）
その他	1,000	0	1,000	利息その他
合 計 (A)	321,176	320,176	1,000	

支出の部

単位：円

科 目	30 年度予算額	30 年度決算額	増 減	備 考
会議費	10,000	7,060	2,940	認定委員会審査資料作成
事務費	25,000	17,019	7,981	用紙 インク 封筒など
通信費	35,000	51,771	△16,771	認定書 だより 案内書送料
旅 費	80,000	75,000	5,000	委員旅費補助
バッジ特別会	101,500	101,500	0	バッジ購入費（68個）
予 備 費	69,676	0	69,676	
合 計 (B)	321,176	252,350	68,826	次年度繰越金 A-B= 67,826

2 平成30年度 青少年育成アドバイザー養成講習会会計決算書（案）

収入の部

単位：円

科 目	30 年度予算額	30 年度決算額	増 減	備 考
繰 越 金	5,029	5,029	0	前年度繰越金
参 加 費	1,180,000	759,000	421,000	17,000×43人 3,000×1 8000×1
寄 付 金	410,000	340,781	69,219	子どもゆめ基金助成
合 計 (A)	1,595,029	1,104,810	490,219	

支出の部

単位：円

科 目	30 年度予算額	30 年度決算額	増 減	備 考
通信費	60,000	36,230	23,770	全アド連加盟府県 都内関係機関 県民会議 参加者への案内連絡通知
会場費	60,000	52,100	7,900	会議室賃料等
事務費	70,000	39,450	30,550	文具 消耗品費 名札 記録写真
謝 金	350,000	312,000	38,000	講師等への謝礼
印刷費	100,000	135,794	△35,794	
宿泊費	250,000	211,900	38,100	講師 協力者 参加者

食糧費	550,000	280,040	269,960	食費 交流会費 等
旅 費	100,000	32,296	67,704	関係機関等折衝交通費
会議費	20,000	0	20,000	
雑費・予備費	35,029	5,000	30,029	参加記念品
合 計 (B)	1,595,029	1,104,810	490,219	次年度繰越金 A-B= 0

3 平成30年度 青少年育成アドバイザーバッジ特別会計決算報告書(案)

借入金の部(収出の部)

単位 円

項目	29年度繰越金	30年度返済金	増 減	備 考
アドバイザーバッジ製作	101,500	101,500	0	峰テル子理事立替金

返済金の部

項目	金 額	決算額	残 金	備 考
アド認定特別会計より	101,500	101,500	0	68個分 30年度予算から

4 平成30年度 青少年育成アドバイザーテキスト作成決算報告書(案)

収入の部

単位:円

科 目	30年度予算額	30年度決算額	増 減	備 考
全日本アド連	50,000	150,000	△100,000	30年度一般会計予備費から
自己資金	400,000	416,000	△16,000	テキスト作成準備資金
助成金	1,000,000	1,000,000	0	一般財団法人今井光郎文化道徳歴史教育研究会
寄付金など	50,000	0	50,000	
合 計(A)	1,500,000	1,566,000	△66,000	

支出の部

単位:円

科 目	30年度予算額	30年度決算額	増 減	備 考
印刷製本代	750,000	1,014,660	△264,660	A5版モノクロ 160P 1000冊表紙1色、送料 A5版モノクロ 160P 1000冊表紙カラー 急ぎ分割発送
原稿執筆費	400,000	120,000	280,000	5万×8→1×12
原稿整理費	150,000	180,000	△30,000	テープ起こし・編集・原稿入力・監修等料金
事務・連絡費	80,000	22,899	57,101	原稿発送・北--付帯事務費等・先生方へ テキスト発送
会議費	10,000	8,700	1,300	委員会 会議4回
旅費・交通費	110,000	182,250	△72,250	作成委員4回(委員:電車乗車料 2回分支給)
合 計 (B)	1,500,000	1,528,509	△28,509	繰越金 A-B=37,491

監 査 報 告

平成30年度における、全日本青少年育成アドバイザー連合会の一般会計及び特別会計（アドバイザー認定特別会計、青少年育成アドバイザー講習会特別会計、青少年育成アドバイザーバッジ特別会計、「子ども若者と共に」冊子作成特別会計）に関する帳簿・預金通帳等を監査した結果、収支及び会計報告が正確かつ適正であることを認めます。

令和 元 年 5 月 15 日

監事 山本又三 印

監事 田居友一 印

※ 印影保護のため印影は載せていません

3号議案

全日本青少年育成アドバイザー連合会規約等（改正案）

（名称）

第1条 この会は、全日本青少年育成アドバイザー連合会（以下「本会」という）と称する。

（略称：全日本アド連）

英文名 (National Association of Youth Development Advisers)

（事務局）

第2条 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、青少年問題の重要性に鑑み、地域社会における青少年育成活動の活性化を図ると共に、会員の資質高揚、並びに後継者育成に努めることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

（1）内閣府及び各県民会議等の事業支援、並びに青少年育成関係機関・団体等との連携協業の促進。

（2）育成指導者研修事業の実施、並びに青少年問題に関する情報収集・調査研究。

（3）青少年の自立支援や子育て支援活動、並びに悩みごと相談に対する助言。

（4）青少年の国際交流、ボランティア活動・体験活動等の支援。

（5）キャンペーン活動、並びにホームページ・会報等による広報活動の推進。

（6）メディアへのニュースリリースの活用。

（7）後継者育成のため青少年育成アドバイザー養成講習会及び通信講習等を開催

（8）その他、目的達成のため必要な事業等の実施。

（組織）

第5条 本会は、各都道府県アド連等の団体、及び本会の目的に賛同する個人・団体を以て組織する。

2 本会の入会及び退会は細則で定める。

3 各都道府県アド連は、次のブロックに所属する。但し、入退会は任意とする。

（1）東北・北海道

（2）関東・甲信越

（3）東海・北陸

（4）近畿

（5）中国・四国

（6）九州

（会員）

第6条 本会の会員は、正会員（1号会員・2号会員・3号会員）及び賛助会員とする。

2 1号会員は、各都道府県アド連会長または会を代表する者とする。

3 2号会員は、各都道府県アド連加入青少年育成アドバイザーとする。

4 3号会員は、各都道府県アド連未加入青少年育成アドバイザー及び全日本アド連未加入都道府県青少年育成アドバイザーとする。

5 贊助会員は、本会の目的に賛同し支援する個人・団体とする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：若干名
- (3) 理事：若干名
- (4) 監事：2名
- (5) 事務局長：1名

(役員の選任)

第8条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において1号会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、第5条第3項の各ブロックの会長を以てある。
- (3) 理事は、第5条第3項の各ブロックの副会長を以てある。
- (4) 監事は、理事以外の第1号会員から理事会において選任し、総会の承認を得る。
- (5) 事務局長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長、事務局長とともに理事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、業務及び財産を監査し、その結果を総会において報告する。
- 5 事務局長は、会長の命により経理及び事務局を所掌する。

(役員の任期)

第10条 会長の任期は、2年とし再選は一度までとする。

- 2 副会長及び理事の任期は、当該する所属団体の規定に準ずる。
- 3 監事・事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその任務を負う。
- 5 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り学識経験者及び会長経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会務について会長の諮問に応する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・役員会・理事会・専門委員会とし、会長が招集する。

- 2 本会に会議の議事録を備える。
- 3 議長は、会長もしくは副会長が務める。
- 4 会議の定足数は、1号会員の3分2以上の出席で成立する。但し、委任状の数は出席者と見なす。
- 5 やむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面を提示し、代理

人に表決を委任することができる。

- 6 議決は、第4項の出席者の過半数を以て決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、本会最高の議決機関であり、毎年1回開催する。但し、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、正会員を以て構成する。

3 総会における議決権は1号会員が有するものとし、2号会員・3号会員は議案に対して意見を述べることができる。

- 4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定、及び改正。
- (2) 事業計画及び予算の決定並びに承認。
- (3) 事業報告、及び決算の承認。
- (4) 役員の承認。
- (5) その他、必要な事項。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・事務局長で構成し、会務の執行に関し重要且つ急を要する事項及び理事会に付託する事項について審議する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長で構成し、必要に応じて開く。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) その他、会務の執行に関する事項。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、事業推進のため協議を必要とする事情が生じた場合に開く。

- 2 専門委員は、役員会で選出する

3 専門部会の委員長は、委員の互選とし、当該部会を掌理する。

(会費)

第17条 会費は、毎年総会終了後1ヶ月に会計に納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員の会費は次の通りとする。

(1) 正会員

- ① 第1号会員5,000円
- ② 第2号会員免除（1号会員の会費をもって充てる。）
- ③ 第3号会員3,000円
- ④ 賛助会員3,000円（1口以上）
- ⑤ 顧問免除

(経理)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他を以てあてる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第20条 本会に次の会計を置き、会計管理を行うものとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

(予算・決算)

第21条 会長は、前年度会計年度終了後決算案を作成するとともに、当該年度予算案を作成し、理事会において審議の上総会の承認を得るものとする。

(会計書類)

第22条 金銭の出納については、次に掲げる書類・帳票を備え5年間保存しなければならない。

(1) 収入・支出帳簿収入・支出命令書

(2) 証拠書類（見積書・納品書・請求書・領収書）

(表彰)

第23条 本会の発展に顕著な功績があつたと認められる個人を表彰することができる。表彰に関する事項は運営細則において定める。

(個人情報の取り扱い)

第24条 本会の取り扱う個人情報については以下によるものとする。

(1) 利用目的

収集した個人情報は本会の事業を推進する上で作成する名簿及び郵送物の発送・メールの送信に限り収集するものとする。

(2) 個人情報の管理

本会は、個人情報の不正利用、紛失、改ざん・漏えいすることのないように厳重に管理するとともに、個人情報を扱う者に対して管理を徹底するものとする。

(3) 第三者への提供

本会は、個人情報を本人の同意なしに第三者へ提供することは行わない。

(規約に示されない事項)

第25条 規約に示されない事項については、理事会で協議し、別途、運営細則により定める。

(規約の改廃)

第26条 本規約を改正・廃止する場合は、理事会の審議を経て総会において承認を得なければならない。

附則

本会の規約は、平成9年4月1日から施行する。

本会の規約は、平成19年6月23日から施行する。（改正）

本会の規約は、平成20年6月21日から元規約に戻す。（改正）

本会の規約は、平成21年6月20日から施行する。（一部改正）

本会の規約は、平成23年6月11日から施行する。（改正）

本会の規約は、平成27年6月28日から施行する。（一部改正）

本会の規約は、平成30年6月24日から施行する。（一部改正）

本会の規約は、令和元年 6月 日から施行する。（一部改正）

全日本青少年育成アドバイザー連合会 運営細則

(目的)

第1条 この運営細則は、全日本青少年育成アドバイザー連合会規約第25条に基づき必要な事項を定める。

(会長職務代行順位) (第9条第2項関係)

第2条 会長職務代行順位は、副会長の中から互選で決める。

(旅費規程)

第3条 役員が会長の命により、出張する場合には、旅費を助成することができる。
助成額は、理事会において決定する。

(休会)

第4条 各都道府県アド連が休会したときには、会長に届け出、理事会の承認を以て休会を認め、休会年度より会費の納入を免除する。

(滞納)

第5条 各会員が会費を3年間以上滞納した場合は、理事会の議を経て退会扱いとし、その滞納額は未収金として決済する。

(予算案について)

第6条 当該年度予算案について、諸般の事情により補正を必要とするときは、理事会において審議し、補正を行うことが出来るものとする。

(表彰規程)

第7条 規約第23条にかかる表彰は次によるものとする。

(1) 表彰の種類

- ① 会長表彰
- ② その他理事会において必要と認める表彰

(2) 表彰対象者 各都道府県アド連加入の青少年育成アドバイザー

(3) 表彰者数

会長表彰は、原則各都道府県1名とする。その他表彰は理事会において決定する。

(4) 表彰手続き

表彰推薦依頼に基づき、各都道府県アド連会長の推薦により理事会において決定する。

(5) 表彰時期

本会総会開催時に表彰

2 関係機関が行う表彰に被表彰者を推薦することができる。

(弔意規程)

第8条 本会の役員が任期中死亡した場合は、弔意を表する。

(入退会) (第5条2関係)

第9条 本会に入会しようとする者は、書面により申し出、会長の承認を受けることにより、加入できる。

2 会長は、前項の承認を使用とする場合には、必要に応じ、役員会の意見を求めるこ

ができる。

3 本会を退会しようとする者は、書面により申し出ることにより、退会する。

(運営細則の改廃)

第10条 本運営細則を改正・廃止する場合は、理事会の審議を経て承認を得なければならぬ。

附則

この運営細則は、平成9年4月1日から施行する。

この運営細則は、平成19年6月23日から施行する。(改正)

この運営細則は、平成20年6月21日から元規約に戻す。(改正)

この運営細則一部改正は、平成21年6月20日から施行する。(一部改正)

この運営細則一部改正は、平成23年6月11日から施行する。(改正)

この運営細則一部改正は、平成27年6月28日から施行する。(一部改正と追加)

この運営細則一部改正は、平成30年6月24日から施行する。(一部改正と追加)

この運営細則一部改正は、令和元年6月 日から施行する。(一部改正と追加)

4号議案 役員等の承認 (案)

1 規約第7条 役員 関係

役 職	氏 名	都道府県	ブロック
会長	峠 テル子	愛知県	東海・北陸
副会長	磯 見 秀 喜	北海道	東北・北海道
副会長	山崎 政 和	埼玉県	関東・甲信越
副会長	稻 橋 重 雪	富山県	東海・北陸
副会長	香 川 勝	香川県	中国・四国
副会長兼事務局長	宮 後 弘 滿	兵庫県	近畿
監事	谷 口 崇 義	徳島県	中国・四国
監事	山 本 又 三	東京都	関東・甲信越

2 規約第11条 顧問 関係

顧問	萩原 元昭	埼玉県	群馬大学名誉教授
顧問	福留 強	東京都	聖徳大学名誉教授
顧問	山本 邦彦	鳥取県	前アド連会長

3 規約第15条 理事 関係

理 事	平井 ふみ子	岩手県	東北・北海道
理 事	後藤 道子	宮城県	東北・北海道
理 事	伊東 幹雄	千葉県	関東・甲信越
理 事	小林 勇治	栃木県	関東・甲信越
理 事	堀 要	岐阜県	東海・北陸
理 事	吉田 穂積	京都府	近畿
理 事	前 晴夫	和歌山県	近畿
理 事	内山 幸光	広島県	中国・四国
理 事	浜田 豊高	高知県	中国・四国

3 規約第16条 専門委員会 関係

(1) 総務委員会

役 職	氏 名	都道府県	ブロック
委員長	石井 光郎	北海道	東北・北海道
副委員長	浜田 豊高	高知県	中国・四国
委員	堀 要	岐阜県	東海・北陸
委員	伊東 幹雄	千葉県	関東・甲信越
委員	山本 又三	東京都	関東・甲信越
委員	吉田 穂積	京都府	近畿
事務担当	早坂 陽子	富山県	東海・北陸

(2) 後継者育成委員会

委員長	宇野 晃	愛知県	東海・北陸
副委員長	内山 幸光	広島県	中国・四国
委 員	前 晴夫	和歌山県	近畿
委 員	後藤 道子	宮城県	東北・北海道
委 員	谷口 崇義	徳島県	中国・四国
事務担当	配島 裕美	神奈川県	関東・甲信越

(3) 広報委員会

委員長	山崎 政和	埼玉県	関東・甲信越
副委員長	香川 勝	香川県	中国・四国
委 員	磯見 秀喜	北海道	東北・北海道
委 員	小林 勇治	栃木県	関東・甲信越
委 員	稻積 重雪	富山県	東海・北陸
委 員	平井 ふみ子	岩手県	東北・北海道
事務担当	宮後 弘満	兵庫県	近畿

(4) 活動事例作成委員会

委員長	福留 強	東京都	顧問
副委員長	萩原 元昭	埼玉県	顧問
委 員	峠 テル子	愛知県	東海・北陸
委 員	山本 邦彦	鳥取県	顧問
委 員	磯見 秀喜	北海道	東北・北海道
委 員	稻積 重雪	富山県	東海・北陸
委 員	宮後 弘満	兵庫県	近畿
委 員	谷本 治	愛媛県	中国・四国
委 員	香川 勝	香川県	中国・四国
事務担当	清水 成眞	鳥取県	中国・四国

(5) 認定審査委員会

委員長	萩原 元昭	埼玉県	顧問
副委員長	福留 強	東京都	顧問
副委員長	宇野 晃	愛知県	東海・北陸
委 員	峠 テル子	愛知県	東海・北陸
委 員	山本 邦彦	鳥取県	顧問
委 員	石井 光郎	北海道	東北・北海道
委 員	宮後 弘満	兵庫県	近畿
委 員	内山 幸光	広島県	中国・四国
委 員	香川 勝	香川県	中国・四国
事務担当	配島 裕美	神奈川県	関東・甲信越

(6) 法人化・組織対策委員会

役 職	氏 名	都道府県	ブロック
委 員 長	峠 テル子	愛知県	東海・北陸
副委員長	山 本 邦 彦	鳥取県	顧 問
委 員	磯 見 秀 喜	北海道	東北・北海道
委 員	石 井 光 郎	北海道	東北・北海道
委 員	山 崎 政 和	埼玉県	関東・甲信越
委 員	山 本 又 三	東京都	関東・甲信越
委 員	稻 積 重 雪	富山県	東海・北陸
委 員	堀 要	岐阜県	東海・北陸
委 員	香 川 勝	香川県	中国・四国
委 員	内 山 幸 光	広島県	中国・四国
委 員	吉 田 穂 積	京都府	近 畿
事務担当	宮 後 弘 滿	兵庫県	近 畿

5号議案 令和元年度 活動方針及び事業計画（案）

はじめに

青少年育成国民会議が解散して10年が経過し、全日本アド連も結成23年を迎えた。我ら自身、自らの力で立ち、力強く前進していかなければならない。

特に本年は、平成天皇が生前退位により新しい天皇が即位され、年号も「令和」となった。新しい時代の幕開けの年である。折しも本会の執行体制も新しく改選されて、新しい日本を創り上げていく原動力である青少年の育成運動も、新しく創造する時代となった。

昨年度は念願であった、養成講座に必要なテキストも完成し、今年度は全国で活躍する我ら同志アドバイザーの活動事例集を作成することにしている

これらを有効に活用して、より一層仲間を増やし、運動の目指すところを明確にして、組織の活性化を図るスタートの年とするに相応しい時を迎えていた。

永年積み重ねてきた運動を振り返り、組織と運動の進展状況を把握しながら、青少年の現状と課題を明らかにし、私達の役割を再確認して、より一層「志」と「行動力」を結集して切磋琢磨しなければならない。

自信と誇りをもって、新たな育成運動を展開するため、この運動方針と事業計画を定めるものとする。

1 青少年育成運動の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。

青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に發揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- I 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- II 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- III 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2 現状の認識と課題

(1) 青少年を取り巻く社会

- ① 経済最優先の競争社会～人間の生き方が経済中心となり、お金が無くては生活できない社会であり、常に緊張して頑張り続けることによって、豊かさを実感できる反面、ストレスや不満が蓄積することになる世界で、当然に勝組と敗組が出ることが危惧される。～常に競争があり、ゆとりの無い世界にあって疲弊を招き、社会規範・倫理・人間性喪失とならざるを得ない社会へとすすんでいます。
- ② 自由・平等・平和を理念とする民主主義社会。～この民主主義社会の実現を追い求めて来たが、その一方で行き過ぎた個人尊重は個人中心となり、時に利己的になっています。協働・協力を欠き、共同体社会を壊して、孤立した個人生活中心の社会となっている。～家庭・地域社会・コミュニティーの崩壊した社会となり急速に孤立が進展しています。
- ③ 国際化・情報化・技術化社会～めざましい発展を遂げつつも、長所と短所が複雑に入り混じった社会となり、様々な青少年問題を深刻化させる、危険性をはらんでいる社会でもあります。外国人労働者や観光客の急増により異文化との共生が求められる社会となっています。
- ④ 少子・高齢化・過疎化（都市集中）・核家族化社会～世界有数の長寿社会となり、より豊かな生活の実現を求めてきたことの表れと云えるが、他面では将来的に活力を失い、少子・高齢化・過疎化の急速な進展は国力の低下をも生じており幸福追求（国民福祉向上）に逆行する課題山積の社会となっています。

(2) 青少年の現状

青少年育成運動は、（旧）「国民会議」や「都道府県民会議」・「市町村民会議」更に、私達やその他の育成関係団体が長年努力を続けてきたにも関わらず、「青少年問題は社会の鏡」と云われる如く、激しい社会変化の影響を受けて様々な問題を生じています。

21世紀に入ってから少子・高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、貧困の連鎖も明らかになり、家庭生活や地域コミュニティーが大きく変化しています。

この影響を受けて、青少年においても、親子関係の希薄化、社会性や人間関係づくりの未熟化、規範意識の低下、問題行動の多様化、~~発達障害児への理解と対応~~そして、いじめや虐待、ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じています。幼い命が奪われ、生きる希望を失って自ら命を絶つ青少年もあり、青少年が関係する殺人事件も発生して、憂慮すべき傾向が見られ取組むべき課題が山積しています。

←また（支援）が求められます

(3) 青少年育成運動の経過

国民運動の目標を実現するため「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定。「大人が変われば 子どももかわる」を

スローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加する事を提唱。地域のことは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱し、「あいさつ・声かけ運動」も推進してきました。各県も青少年を見守る運動の中で「青少年を守る店」「子ども110番の家」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、この国民運動は衰退してしまい、各都道府県の運動も、大黒柱を失い長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

都道府県や市町村民会議、更に様々な育成団体の現状を把握し、見直しながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

私達は、基本目標の実現を目指すため「我づくり（人づくり）を積み上げて、青少年の育成を中心とした町づくり・国づくりを」のスローガンに、活力ある地方の創生と共に支え合う共生の国づくりを進めることが重要な課題であると考えます。

(4) 組織の現状

青少年育成アドバイザーは旧（社）青少年育成国民会議が実施した通信教育事業の修了者及び全日本アド連養成事業で所定の課程を修了し、本会が認定した者で組織した、青少年育成運動の中核的役割を果たそうとする人たちであります。

今日、青少年育成アドバイザーは、調査によると1,300余名の方々が都道府県アドバイザー組織に加入し活動をしていますが、多くは青少年育成アドバイザーと言うより他の団体や役職で活動している人が多く、組織的な独自活動が弱いのが現状であります。

しかし、近年各都道府県組織で始めたアド入門講座により、新しい仲間を増やし、組織の無い府県からも全日本アドバイザー認定講座に参加して、年々会員が増加しつつあり、活性化している組織が増えてきていることも事実であります。

一方、退会を申し出る組織が出たり、認定されていても参加していた団体や立場から退いたり、会員の高齢化とあいまって、組織の弱体化や組織の存続が危ぶまれているところもみられます。

養成講座によって仲間を増やす努力と衰退しつつある組織の復活・支援が大きな課題であります。

(5) 青少年育成アドバイザーの役割

私達アドバイザーは、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っています。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域活動に参画し、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担っています。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織に参画し運営基盤づくりや青

少年育成に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。

- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のため行政や関係団体との連携を図ること。

(6) 青少年育成アドバイザーの養成

全日本アド連の行う青少年育成アドバイザー養成は本会の根幹にかかわる事業で、認定・登録されたら各県アド連に加入し、さらに研鑽することを前提して31年2月末までに7回、内閣府や全国青少年育成県民会議連合会や主管アド連の県・教育委員会等の後援をいただき実施してまいりました。その結果30年11月末現在で170名のアドバイザーを認定致しました。第7期の31年2月には23名の新規受講生があり、現在認定に向けた申請を受け付けているところです。

先ずは私たちの仲間を増やすため、ブロックや各県での地域課題やアドバイザーとしての基礎的な学習をする機会をつくることを奨励・支援し、テキストを活用した通信教育によって（仮称）初級アドバイザーの養成に努め、これらによって、各県の会員拡大に努めることが重要です。今後も全日本コースの受講希望者を増大することに努め、後継者の養成を行うことが必要と考えます。

(7) 子ども・若者育成支援推進法との関係

平成22年4月「子若法」が施行され7月に「子ども若者ビジョン」が策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められてきました。平成28年2月には新たな大綱が決定されました。全ての子供・若者の健やかな育成にも力が注がれ、新しく①子供・若者の成長を支える担い手の養成②創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、が加わり、私達の育成運動と深く関わっています。

大綱の改定に伴う内閣府や地方行政の取り組みを見ながら我々もこれに参画していくことが重要です。支援を必要とする子ども・若者に対する「地域活動の支援」や「居場所づくり」にも引き続き力を注ぐ必要があります。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が検討されています。27年度年から、国会議員と一部地方議会、更に関係団体に対して、制定要望活動を行っていますが、いまだ制定には至っておりません。より一層取り組みを強化し、地方議会や県民会議等連合会、更に制定を要望する育成団体や青少年団体と連帯を強化しながら、引き続きその成立を目指すための運動を推進します。

3 重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、昨年に引き続き次の4つを重点運動と定め実践に努め

ます。

- (1) 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

{具体的な内容}

(1) 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。

1) 自分自身の活動を見直します。

- ① 自分にとってアドバイザーとはどのような存在なのか、自分はアドバイザーとして自分の所属する地域や職業、自分の役職や団体を通じて、何を実践しているのかを見つめ直します。また、周囲に自分がアドであることを理解願う為に、名刺にアド共通の台紙を活用し「青少年育成アドバイザー」を印字して、周知を図ります。(HPパスワードは adomeishi201608)
- ② 所属する都道府県アドの活動は「このままで良いか」との視点で、現状を見つめ直し、運動の活性化に努めます。
 - ・まずは、全日本アド連執行部が各ブロック、各都道府県アド協の総会・研修会に出席して全日本の活動方針や事業計画をお伝えします。
 - ・総会や研修会の資料や会員名簿を全日本に提出頂き、活動状況の把握をし、活性化に向けた支援を行います。
 - ・各県一強調運動の推進～各都道府県アドが最も力を入れる運動を一つ決めます。
- ③ 全日本研究大会や各ブロック研修会で活動事例の発表機会を設定します。
- ④ 情報をより多く発信・収集するためネットを利用し、ホームページやフェイスブックの活用を促進し、アドグループメールの登録会員を増やします。

2) 事務局間の連携を拡充して、情報交流網の強化を図ります。

組織の要は事務局にあります。全日本と各ブロック・各県との迅速な連絡と連帯を強化する為、日常的な情報の交流を緊密にすると共に、事務局会議を開催します。

- ① 全日本は各委員会に設置した事務担当を活用し、委員会の内容を把握・記録して事務局や広報担当に情報提供します。
- ② 各ブロックに事務局を置き、(未設置の、近畿、北海道・東北に要請する)事務局長は、ブロック内の都道府県事務局と連携を密にして、状況把握をし、全日本事務局や広報担当に情報提供します
- ③ 全日本は各委員会事務担当・各ブロック事務局長との事務局会議を開催します。

3) 各専門委員会を活性化し、行動指針を作成し、その実践に努めます。

運動や組織にどのような課題があるのか、自ら「このままで良いか？」の視点に立つて、検討することが必要です。従来の3つの専門委員会に法人化検討委員会・組織対策委員会を新設して更に活性化して、その結果を理事会に報告し、その決定に従い具現化を図ります。

各委員会に正副委員長と事務担当を配置し、委員は理事及び有志で構成します。

(総務委員会)

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

- ① 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします
 - 青少年ボランティア活動の進め方
- ② 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方
- ③ 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容の検討
- ④ 関係する育成団体との連携の在り方
 - 市町村民会議・都道府県民会議・県民会議等連合会に果たすアドの役割を検討します。
 - 具体的な参画方法
- ⑤ 「青少年（健全）育成基本法」制定要望運動の推進をします。
- ⑥ 今年度の次の事業計画を担当します
 - 後継者養成委員会、広報委員会、法人化検討委員会の担当を除く、総会決定事項の推進。実施状況の把握。

(後継者養成委員会)

青少年育成アドバイザー養成講習会を実施し認定審査を行い、後継者を増やして組織の拡充に努めます。

- ① 新第8期、青少年育成アドバイザー養成講習会の募集と実施。
 - 養成講座修了者へのアプローチ～小論文の提出促進・認定者の活動基盤の構築
- ② 各ブロック・各県で仲間を増やすための、入門講座の開催奨励支援。
入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知し、参加者の拡大に努めます。
- ③ 入門講座が開催できない組織の為に、通信講座制度を創設し、次年度から募集・実施します。
 - テキストと活動事例集の活用方法の検討
 - 通信講座の開設～募集方法、レポート審査・認定方法の決定、修了者の扱いと活動方法の決定。
- ④ アドバイザー養成を安定的に継続して行うため、財源と開催会場確保方策の検討。
～ゆめ基金の継続。各県アド養成講座へのゆめ基金の導入の検討

(広報委員会)

認知度が低いといわれる本会の運動（活動・事業）を広報し、育成運動の発展を図る為に、ホームページ、フェイスブック、グループメール、Eメールなどを積極的に活用すると共に、情報の交流を活発にして、周知徹底し、活動事例集を作成します。

- ① 活動事例集作成委員会を設置し、今井財団の援助を受けて刊行します。
- ② アド連だよりを継続して発刊します。
- ③ 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開します。
- ④ HPにリンクする関係諸団体を拡充し、連帯する団体を増やします。
- ⑤ 啓発グッズの販売・活用を促進します。
- ⑥ 今年度の次の事業を担当します。

5.事業計画の2) 広報・啓発活動と組織網の活用の項で計画した各項の事業

(法人化検討・組織対策委員会)

- ① 法人化（NPO、一般法人、財団法人など）に関する課題～事業・役員・事務所・職員・財源・更に、具体的な事業の取り組みなど～解決の方策の検討をします。
- ② 活動に必要な財源の確保方策を検討します。
- ③ 眠っている組織やアド会員を掘り起こして運動に更なる活力を加えます。
- ④ 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容を検討します。
 - ・各ブロック・各県の現状把握～会員名と事業・予算の把握、総会資料の交換。
 - ・隣県やブロック内組織の交流促進～隣県へも総会・研修会等事業開催通知を送る
- ⑤ 弱体化・衰退組織へのアプローチ～隣県組織・ブロック組織が担当し、全日本が支援する。～重点組織の決定（ブロックで協議して決定）
- ⑥ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策の検討をします。
- ⑦ 各ブロック・都道府県の総会・研修会へ全日本アド連執行部を派遣します。

(2)「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動を継続して推進します。

- ・スローガン～「子どもが伸びるチャンスを活かそう」家庭で・地域で・住んでる町で～子ども達が、家庭・地域・社会の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践するよう「子どもが主役の家庭・地域・まちづくり」を支援することを、育成運動の重点とします。

（運動要旨は別紙添付の趣意書のとおり）

- ① 家庭で「子どもと一緒に○○しよう」（食事・炊事・掃除・洗濯・入浴・買い物・外出ほか）運動の推進

～これによって、親子関係の希薄化を解消し、基本的生活習慣の獲得を進めます。

- ② 地域で「子どもの出番をつくろう」（子どもが行事に参画する～自治会・公民館・児童館・神社仏閣・関係諸団体が実施する諸行事）運動の推進
～これによって、人間関係づくり能力や社会規範意識の昂揚に努めます。
- ③ まちで（市区町村）「子どもが輝く機会をつくろう」（子どもの活き活きと頑張る姿が発表でき、それを称賛する機会をつくる）運動の推進
～これによって、子どもたちが自己肯定感を高め、社会の一員としての自信と責任感を培います。

（3）各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に積極的に参画しその活性化を図ります。

1) 市町村民会議に参画し、運動の見直しと活性化を図ります。

- ① 先ず、アド自身が市町村民会議に参画し、行動を共にしながら、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ② 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ③ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。
- ④ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し活性化方策の提案に努めます。
- ⑤ これらの結果を県・ブロック・全日本に報告し、今後の在り方の参考にします。

2) 都道府県民会議にアド連（協）として参画し、連携を強化して、見直しと活性化を図ります。

- ① 先ず、全日本アド連の総会資料を持参・送付して、理解と協力をお願いし、連携を深めることに努めます。また、相互にHPにリンクできるよう要請します。
- ② 都道府県民会議の諸事業に参画し、組織・活動の現状を把握し、課題を見つけます。
- ③ 社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進します。
- ④ 「ありがとう一日 100 回運動」の提唱と実践をします。
- ⑤ 従来からの組織・運動を「このままで良いか」との視点で見直し、活性化方策を提案します。
- ⑥ 県民会議等連合会への加入を奨励・推進します。

（参考～未加入県）（H29年3月現在）

青森県・山形県・福島県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・静岡県・神奈川県・山梨県・富山県・石川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・佐賀県・熊本県・大分県（26府県）

- ⑦ これらの結果を県・ブロック・全日本に報告し、今後の在り方の参考にします。

(4) 青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

青少年の育成は国家的な義務であり責任であると考える私たちは、その基本理念と推進方策を立法化して、国並びに地方自治体がその大綱や具体的施策を計画化し、国民運動として取り組むことが不可欠であると考え「基本法」の制定運動を進めてきました。今年度も次のとおり、より一層力強く推進していきます。

1) 独自の運動を強化・継続します

① 国会議員への要望を継続し、その必要性と理解を訴えます。

その為、各都道府県単位でアドが所属する地域の国会議員への要望を継続します。

(要望書は別紙のとおり。各都道府県会長名を記載し、全日本と連名でも可)

アド会員として、要望書又は制定要望のハガキを国会議員へ送ります。(差出人はアド会員の個人名又は、都道府県会長名。ハガキ文案は別紙のとおり)

② 都道府県・市区町村議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出」の陳情を継続して行い、地方議会の意志として、国(衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係閣僚)へ要望書の提出をお願いします。(陳情書・意見書案は別紙添付のとおり)

2) 県民会議等連合会との連携を強化します。

共に「青少年健全育成基本法」の成立を目指すための働きかけを強めます。

・各都道府県アドが所属する都道府県民会議等へ、国会・地方議会への要望書提出を要請します。

3) 関係する他団体との連携を図り、共同して運動の推進を図ります。

青少年の健やかな成長を願って、様々な団体が運動を展開しています。基本法の制定要望を中心課題として、私達アド養成講座を後援して下さる団体を始め、青少年育成の町づくりを目指す団体など可能な限り他団体との連携を図り、国民運動の再興に努めます。

・そのため、協力要請団体を協議・検討します。

4) 基本法の制定以外にも、地方では解決のできない青少年問題を国家的な取り組みで解決できる方策を検討し、また、青少年育成関係団体との連携を図り、相互協力の方策を検討します。

(例)

- ・法律の制定や改正。我らの要望を盛り込んだ育成大綱や計画書をつくること
- ・少年団体・青年団体の育成援助の施策を講じる事
- ・スマホ問題の解消方策を検討する事
- ・各会員・組織の意見を全日本で集約し、要望運動を行う(全日本アド連の存在)

意義に繋がる地方組織ではできないこと)

これらは、県民会議連合会と連携した活動内容にできるよう働きかけることも重要でしょう。

4 地域育成課題の取り組みと運動の継続

青少年健全育成をするために各地域で様々な問題や課題があり、青少年育成に携わる広範な関係者と連携して引き続き強力に取組んでいきます。

(1) 地域のおじさんおばさん運動

「地域の子どもは地域で育てる」で身近な行動は、自分の周りの青少年と親しくなることがあります。そのために挨拶や見守り、良いことをしていたら褒める、悪いことをしていたら叱るといったコミュニケーションを深めていきます。

(2) 子ども・若者の居場所づくり

コミュニケーションの能力の低下が課題となっています。子ども・若者が気持ちを許しあう安心できる場が少なくなり、ニートや引きこもり・不登校、など自宅から外出できない子ども・若者が増えています。ケータイ・スマホ・ゲームなどにはまりこむ傾向もあります。公民館や児童館、青少年センター、古民家や空き商店街等、できるところで気軽に子ども・若者が集える居場所や子ども食堂を考えていきます。

・事例の様子をHP や「アド連だより」で紹介

(3) ケータイ・スマホのネット被害から子どもを守る運動

スマホが高校生から、中学生、小学生へと広まりつつあり、SNS アプリの進化は、いじめ、犯罪被害、依存症などさまざまな問題が顕在化し、その対策が急務となっています。とりわけ買い与える保護者の役割は大きく、保護者がネットの危険を理解し注意、指導、見守りのペアレンタル・コントロールの営みを深めていく必要があります。そのため、ネット社会が青少年に及ぼす影響を啓発し、ペアレンタル・コントロールの必要性を訴えるため、紙芝居で啓発する用具を貸出します。必要があれば指導者を派遣し、開催地のアドと共に実践します。この実践は会員の直接活動を促し、組織の活性化に繋がります。アド個人の活動でも、各ブロック又は県アドの事業や研修会でも、実施の機会をみつけて、気軽に連絡ください。

(連絡先～委員長 峠テル子 事務局長 宮後弘満)

5. 事業計画

本会は活動方針のもとに、次の事業により全日本アド連活動を展開します。

1) 会議の開催

① 総会ならびに研究集会

期日 令和元年6月23（日）～24日（月）

場所 広島県福山市沼隈町中山南 26-1 「ツネイシしまなみビレッジ」

また、次期開催予定ブロックの計画をする。

令和2年（近畿）令和3年（関東・甲信越）・令和4年（東海・北陸）・令和5年（東北・北海道）・令和6年（中国・四国）

・・この間に九州が復活すれば、九州と協議の上、開催する・・

② 理事会の開催～年4回開催

第1回～令和元年度総会議案準備～31年4月14・15日～青少年総合センター。

第2回～令和元年度、総会提出議案成案協議～令和元年6月23日（日）

第3回～内閣府主催中央研修会終了後～令和元年11月～青少年総合センター

第4回～養成講座開催期間中～令和2年2月15日（土）～青少年総合センター

③ 役員会の開催～

必要に応じて開催する。

④ 専門委員会の開催～総会・理事会・役員会に合わせて6つの委員会を開催する。

また、各所属の委員同士が日常的な情報・意見交換を行い、委員会の検討結果を理事会に報告し、理事会の合意を経て総会に提案し組織決定を行う。

⑤ 事務局会議の開催～理事会・役員会に併せて、各ブロック事務局長と各専門委員会事務担当との合同会議を開催

⑥ 活動事例集作成委員会・編集委員会の開催

とき 平成31年4月15日（月）8：30～12：00

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

その他、6月以降、進捗状況により適時開催

⑦ その他～各ブロック総会・研修会、各都道府県総会・研修会への役員派遣。

上記会議・研修会に活動事例発表の機会を創るよう奨励する。

各ブロックは、ブロック内の各県事務局との会議開催に努める

2) 広報・啓発活動と組織網の活用

① 会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

バッチ 1,500 円。名刺台紙～HP からダウンロード（パスワード adomeishi201608）
又は広報委員会へ申し込む（台紙・印刷代で100枚が1,800円）

② 「ありがとう」運動缶バッチ・シールの活用

「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを頒布し、その自覚と啓発活動を推進します。また、アド事業で啓発して活用します。
シール（小）5枚組 10円。シール（大）1枚 100円。缶バッチ1個 50円。

③ のぼり旗の活用

20周年を記念して作成した、のぼり旗を各県アドの希望に応じて頒布を行います。

本会事業ほか各ブロック・県での活動の際に活用して士気高揚と啓発を図ります。

(見本はHPに掲載・現物は大会会場掲示～1本3,000円)

④ 「全日本アド連たより」の発行

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年3回発行し、ホームページにも掲載します。

⑤ 全日本アド連ホームページ・グループメール・フェイスブックなどITの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。又、グループメールの登録者を拡大し、即座に情報の受・発信ができる体制を整えます。

各ブロック及び各県の担当者は下記アドレスに情報・資料を提供します。

- ・峠会長～e-mail: toge@meikou-gifu.jp
 - ・香川情報担当～e-mail:kagawa@ayauta.net
 - ・清水広報委員会事務担当～e-mail:jyoshin011@gmail.com
 - ・宮後事務局長～e-mail: hiro385hiro@yahoo.co.jp
- (広報担当者は可能な限り、情報収集・提供活動を行うこと)

⑥ 情報連絡網の整備と活用

昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図ります。

全日本理事会・総会・研究集会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用して、意思疎通の緊密化を図ると共に、事務局会議の機会を創って開催します。

また、各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知します。

各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努めます。

⑦ 活動事例集作成委員会を設置・所管し(仮称)「活動事例集」刊行する

アド個人や組織的な活動の促進と拡大を図るため、全国の活動事例を把握して、事例集を作成する。

3) 後継者養成講座の開催

① 入門講座の開催支援

後継者養成委員会が中心となって、各県・ブロックで仲間を増やすための、入門講座に講師を派遣しその開催を支援します。(開催ブロック・県は隣県へも募集を行う)
また、講座テキスト・活動事例集の活用を図ります。

② 青少年育成アドバイザー養成講習会を次のとおり実施します。

そのため、後継者養成委員会で開催要項や認定条件等を協議・決定して開催します。

とき 令和2年2月14～16日(金～日)

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

③ 認定審査委員会の開催

新青少年育成アドバイザーの認定を行うために開催します。

とき 令和2年4月19日(日) 16:00~17:30

ところ 国立オリンピック記念青少年総合センター

4) 青少年健全育成基本法の制定要求運動の継続

- 連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
- 各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国議員に要望書を持参又は郵送する。(要望書は別紙添付のとおり)
- 各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。(別紙添付ハガキにより)
- 可能な都道府県アド協は、都道府県・市区町村議会への「基本法制定要望書提出を求める陳情書の提出」を行う(陳情書及び意見書(案)は別紙添付のとおり)

5) 各県・ブロック研修会への講師・指導者の派遣

組織や会員の実態を把握し、各組織の活性化、とりわけ眠っている組織やアド会員を覚醒させ、青少年育成運動のより活性化を図る為、全日本アド連執行部の派遣を行います。総会や研修会、養成講習会など会員が集まる機会に気軽に講師・指導者の派遣を会長・事務局に要請して下さい。また、アドの実践活動奨励と会員意識高揚を図ることを目指し「ネット被害から子供を守る運動」として、出前紙芝居による啓発活動を行う為可能な限り開催希望の所に指導者を派遣し、実技並びに指導を行います。

6) 表彰を行う

本会及び加盟団体の発展に寄与した個人を各加盟都道府県1名程度、総会において表彰します。

また、(社)日本善行会の個人表彰(成人)の推薦を行います。(青少年育成功労者
銅章5~6名、青少年2団体、金・銀章各1名)

7) アドバイザーを支援する有識者会議の開催

とき・・理事会、又は研究集会にあわせて・・

ところ・・未定

予定有識者～・萩原 元昭・福留 強・櫻川博三(その他)

- テキスト活用方策やアド運動活性化のための活動事例集の作成を行うため、青少年育成課題に対応するためアドバイザーに協力的な専門家による支援会議をつくり意見やアイディアを得ていきます。
- 青少年育成に造詣が深く協力的な講師助言者をリストアップし要請があれば紹介します。

8) 内閣府など関係機関開催の研修への積極的参加

- ・北海道・東北ブロック研修会
とき 令和元年 9月 11日(水) 10:00~15:00
ところ 秋田市 にぎわい交流館
- ・中部ブロック研修会
とき 令和元年 9月 11日(水) 10:00~15:00
ところ 三重県津市
- ・関東甲信越ブロック研修会
とき 令和元年 月 日() 10:00~15:00
ところ
- ・近畿ブロック研修会
とき 令和元年10月1日(火) 10:00~15:00
ところ 和歌山市 和歌山ビッグ愛
- ・中国・四国ブロック研修会
とき 令和元年10月8日(火) 10:00~15:00
ところ 岡山市 ピュアリティ まきび
- ・九州・沖縄ブロック研修会
とき 令和元年 月 日() 10:00~15:00
ところ

※ 第24回 全日本青少年育成アドバイザー連合会総会ならびに研究集会開催予定
幹事 兵庫県青少年育成アドバイザー協議会
とき 令和2年6月21日(日)~22日(月)
ところ 神戸市垂水区東舞子町18-11
シーサイドホテル舞子ビラ神戸



6号議案 令和元年度 一般会計予算及び特別会計予算（案）

1 一般会計予算（案）

収入の部

単位：円 △はマイナス

科 目	元年度予算額①	30 年度予算額②	増 減①-②	備 考
会 費	129,000	138,000	△9,000	1号会員24×5,000=120,000 3号会員 3×3000=9,000
繰 越 金	27,710	73,787	△46,077	前年度繰越金
グッズ代金	97,500	97,500	0	
そ の 他	83,790	286,713	△202,923	寄付金 48,000 前年度未納金 34,000 (石川・栃木・茨城・千葉・山口) 利息等 790
合 計	338,000	596,000	△258,000	

支出の部

単位：円

科 目	元年度予算額①	30 年度予算額②	増 減①-②	備 考
会 議 費	20,000	40,000	△20,000	役員会・理事会・有識者会議
事 業 費	70,000	50,000	20,000	
事務費	35,000	25,000	10,000	インク、用紙、原紙、封筒、 賞状筒 他
	35,000	25,000	10,000	切手、はがき、宅急便
旅 費	60,000	60,000	0	講師・役員旅費補助
HP維持費	48,000	48,000	0	ホームページ維持費
グッズ購入費	100,000	100,000	0	シール、のぼり、パンフ
全国大会開催 補助費	20,000	0	20,000	全日本アド連総会開催費補助
予 備 費	20,000	298,000	△278,000	
合 計	338,000	596,000	△258,000	

2 特別会計予算（案）

（1） 令和元年度 青少年育成アドバイザー認定予算（案）

収入の部

単位：円 △はマイナス

科 目	元年度予算額①	30 年度決算額②	増 減①-②	備 考
繰越金	67,826	176	67,650	30 年度繰越金
認定登録料	200,000	320,000	△120,000	$25 \times 8,000 = 200,000$
その他	10	0	10	利息など
合 計	267,836	320,176	△52,340	

支出の部

単位：円

科 目	元年度予算額①	30 年度決算額②	増 減①-②	備 考
会議費	10,000	7,060	2,940	認定委員会審査資料作成
事業費	25,000	17,019	7,981	用紙 インク 封筒など
通信費	50,000	51,771	△1,771	認定書 だより 申請書等
旅費	80,000	75,000	5,000	委員旅費補助
謝礼	30,000	0	30,000	委員謝礼
バッジ特別会	0	101,500	△101,500	バッジ購入費（68個）
予備費	72,836	0	72,836	
合 計	267,836	252,350	15,486	

（2） 令和元年度 青少年育成アドバイザー養成講習会予算（案）

収入の部

単位：円

科 目	元年度予算額①	30 年度予算額②	増 減①-②	備 考
繰越金	0	5,029	△5,029	繰越金
参加費	1,019,000	1,180,000	△161,000	$17,000 \times 47 \text{人} 15,000 \times 6 \text{人} 13,000 \times 10 \text{人}$
助成金・その他	435,000	410,000	25,000	子どもゆめ基金助成上限額
合 計	1,454,000	1,595,029	△141,029	

支出の部

単位：円

科 目	元年度予算額①	30 年度予算額②	増 減①-②	備 考
通信費	45,000	60,000	△15,000	全アド連府県 関係諸団体 県民会議 参加者への案内 通知連絡
会場費	70,000	80,000	△10,000	会場・会議費など

事務費	50,000	70,000	△20,000	文具消耗品 名札 記録写真など
印刷費	140,000	100,000	40,000	募集要領・研修資料印刷
謝 金	370,000	350,000	20,000	講師等への謝礼
宿泊費	250,000	250,000	0	講師・協力者 参加者
食糧費	400,000	550,000	△150,000	食事代(2泊3日)交流会費
旅 費	100,000	100,000	0	関係機関等折衝交通補遺など
予備費	29,000	35,029	△6,029	
合 計	1,454,000	1,595,029	△141,029	

(3) 令和元年度 活動事例集作成予算(案)

収入の部

単位：円

科 目	当初予算額	予算額	増 減	備 考
助成金	1,200,000	500,000	700,000	
自己資金	50,000	50,000	0	
販売代金	400,000	400,000	0	
寄付金	50,000	50,000	0	
合 計	1,700,000	1,000,000	700,000	

支出の部

単位：円

科 目	当初予算額	予算額	増 減	備 考
印刷製本費	1,000,000	780,000	220,000	東京創作出版
原稿取材費	300,000	0	300,000	
原稿整理費	100,000	50,000	50,000	
会議費	50,000	50,000	0	
交通費	200,000	80,000	120,000	
事務費	50,000	40,000	10,000	
合 計	1,700,000	1,000,000	700,000	

2019年度(令和元年度)

第23回全日本青少年育成アドバイザー連合会

会長表彰受賞者名簿

都道府県名	氏 名	備考
兵庫県	仮屋 美代子	
広島県	井開 治朗	
徳島県	戸倉 洋満子	
岐阜県	平田 芳昭	
鳥取県	西浦 公子	
愛知県	吉田 正浩	

研究集会

記念講演

「育成運動の課題と将来展望」

～全日本アド連の現状と今後の運動方向～

全日本青少年育成アドバイザー連合会

顧問 山本邦彦

事例発表

- (1) 福山市における「ひきこもり支援」活動について
広島県青少年育成アドバイザー協議会 上村 健
- (2) けん玉によるやる気づくり
広島県青少年育成アドバイザー協議会 今田弘武

広島県青少年育成アドバイザー協議会

育成運動の課題と将来展望

～全日本アド連の現状と今後の運動方向～

「我づくりを積み上げて・青少年育成を中心とした
社会づくり・国づくりを！！」

**私達が築く「令和」の新時代
志を持て！！**

私からあなたへのメッセージ

全日本青少年育成アドバイザーラン合会
顧問 山本 邦彦(法名 邦道)

1

1.はじめに

- 1) 23大会、基調講演をさせて頂き感謝～鳥取県 山本邦彦(法名邦道)
 - ・全日本アド連 会長(平成27年度～平成30年度末) ..顧問(令和元年～)
 - ・ブログ「生涯修行・邦道の日々是好日」
 - ・フェイスブックは「KUNIHIKO YAMAMOTO」・全日本アド連HP・グループメール。他も
- 2) 令和という新時代～日本最古の歌集、万葉集の「梅の花」32首の序文の中から「国民が麗しい(令)心を寄せ合う中(和)で、文化が生まれ育ち、一人ひとりが明日への希望と共に、それぞれの花を大きく咲かせることのできる日本でありたい」との願いが込められている。～新しい国づくりの始まる年
 - ・令和天皇は即位後、初めてのお言葉で「自己研鑽に励み」と、先ず、自分自身が学習を積んで、国民に寄り添う決意を表明～我らもこれに応えること
- 3) 峰会長を中心に新しい時代に相応しい執行体制と育成運動の展開を
- 4) 23大会の運動方針の徹底した理解を！！
 - ①青少年育成の基本目標
 - ②青少年を取り巻く社会・家庭の現状・地域の現状
 - ③青少年問題とは？
 - ④アド連の重点方針とその内容
 - ⑤アド連躍進の為に

2

2. 師 末次一郎先生に学ぶ

1) 青少年育成運動の創始者 (WEBで検索を)

- ①陸軍中野学校二俣分校卒(小野田さんと同期)
敗戦後、戦争の後始末と青少年育成を決意
- ②昭和61年5月～国民会議20周年記念表彰で浩宮様に紹介される
・日本の将来は青少年が担っている
～我づくりを積み上げて社会づくり国づくりを！～

(日本健青会 編集)...(私も同人のWEB「連帯する日本のブログ」で、「我らの信条」や「五省」など基本理念を検索ください)
アドの皆さんも参考にしてくださいと有難い。

1. 我らは日本青年の誇りと責任に生き、同志と共にきびしく鍛えあい、常に國家社会に有為の人たるべく努力する
 2. 我らは互いに団結を固くし、すすんで苦難にあたり、社会正義と友愛互助の豊かな社会づくりに貢献する
 3. 我らは正しい国民思想を啓発し、道義の昂揚、政治の廉正につとめ、経済を開拓して国民福祉を進め、歴史と伝統に根ざす新しい國づくりに奮闘する
 4. われらは、あらゆる暴力から祖国を守り、アジアの諸民族と相携えて、眞の世界民主主義と人類平和の実現に邁進する
- (我づくり～我らの信条…9項目あり)

3

3. 青少年育成運動(アド連)の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。

青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に發揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- ① 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きよう。(伸びよう)
 - ② 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。(伸ばそう)
 - ③ 政府および公共団体の青少年施策の強化を求める同時に、これに協力して十分にその効果をあげよう
- (昭和41年の青少年育成国民会議結成宣言から)

4

4.青少年を取り巻く社会(問題の背景)

- ① **経済最優先の競争社会**～人間の生き方が経済中心となり、お金の為に働く社会。常に競争があり、ゆとりの無い、非情で過度に疲労する社会～社会規範・倫理・人間性喪失とならざるを得ない社会
- ② **自由・平等・平和を理念とする民主主義社会**～行き過ぎた個人尊重は個人中心となり、時に利己的になる。協働・協力を欠き、共同体社会をこわして、急速に孤立化の進展する社会～家庭・地域コミュニティーを崩壊した社会。
- ③ **国際化・情報化・技術化**～激しい国際競争の中で高度に発達を続ける社会～紛争、青少年問題の深刻化、複雑化
- ④ **少子・高齢化・過疎化(都市集中)・核家族化**～活力喪失。幸福追求(国民福祉向上)に逆行する不安山積の社会
これら社会の強い影響を受けるのが青少年であり「**青少年問題は現代社会の産物**」である。

5

これからの社会～不安要素の急増

- ①宇宙戦争の激化～宇宙開発競争が緊張化
 - ②人工頭脳の急速な発達
 - ③**自然災害の大型化(地震・暴風雨・火災など)**
 - ④**格差の拡大(平和と緊張・経済・人権・貧富)**
 - ⑤**少子・高齢化の更なる進行(後継者不足・社会保障の危機・活力の低下)**
～これら急速な変化に対応できにくい、人々の増加・孤立が進む社会～「生きづらい、居場所の無い人々の増加が予想される～
- 子ども・若者はその最先端・一番の被災者か？

6

3

4～1 家庭の現状（家族の崩壊）

～人間の基礎・基本を学び身に付けるところが家庭・家族～

…会話・団欒・絆の消失…孤立…深い愛情・安らぎの場所で無くなつた
親子関係の希薄化・コミュニケーション能力の低下（人間関係づくり不可）

- 1) 共稼ぎ～多忙で一緒に過ごす時間が無い
～信頼感・愛・自立感・基本的生活習慣が身に付かない
- 2) 核家族～少子化の少人数家族、年配者の不在
～人間関係の作り方、相手を理解し尊重する心情が身に付かない
- 3) アパート化～個人の部屋で自由・気兼ねなし～自分勝手の生活
- 4) 共同生活の崩壊～一番理解・信頼し合う・譲り合う関係の崩壊

家庭は社会の縮図であり、人間の基礎的な生き方を学ぶ一番大切な場所
～長い人生を生き抜く土台となる、信頼感・自立感・基本的生活習慣・人間愛が身に付かない～

…これが崩れている…人間形成の危機…

7

4～2 地域コミュニティーの崩壊

～一人で生きているのではなく、一人では生きられない～
社会のルール・マナーを身に付けるところが地域社会～

- 1) 少子・高齢化社会
・人口の減少～交わりあう人が少ない
- 2) 通勤社会～産業構造の変化～生活共同体の崩壊
・地方の過疎化。個人中心の都市生活化～支え合い無し
- 3) 自由・平等・価値観の多様化
・何をしても自由、個人尊重、プライバシー、上下関係無し
(親子・先生・上司・先輩後輩～皆平等)～孤立・孤独
- 4) 地域行事の衰退～歴史・文化・協働の消滅
・忙しいので、簡略。参加できない(しない自由・権利)
… 規範意識の低下・社会性の未熟化…

8

5.青少年問題とは？

- ・社会的背景の急速な変化に伴い、家庭や地域社会が崩壊し、青少年を健やかに育む基盤が損なわれている。
- ・青少年においても、
 - 1)親子関係の希薄化、人間関係づくりの低下（コミュニケーション能力の低下）、規範意識の低下、社会性の未熟、（不満耐性の弱体化、創造力の低下）
 - 2)いじめ・虐待や携帯ネット被害の増加、二ート・引きこもり・不登校・少年非行・自立できない若者など様々な問題が生じ、貧困の連鎖も明らかになり
 - 3)幼い命が奪われたり、自ら命を絶つ青少年もあり、少年犯罪～殺人（友人・親族）も珍しくない
- ・今後、激しい競争社会の中で、生活の孤立化が急速に進み、心も病んで、居場所や生きる力をなくする青少年が急増すると思われる

9

6.令和元年度の全日本アド連重点運動方針

- ・青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、次の4つを重点方針と定め実践に努めます。
- 1、組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
 - 2、「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
 - 3、各都道府県・市町村民会議などの青少年育成運動に参画し、その活性化を図ります。
 - 4、青少年健全育成基本法の制定運動を強化し、関係諸団体との連携を図ります。

10

6~1 組織の実態を把握し、強化して、情報共有し、実践力を高めます

- 1)自分自身の活動を見直す～このまま良いか？
- 2)事務局間の連携を拡充して情報網の強化を図る
- 3)**専門委員会を活性化し行動指針を作成し、その実践に努める**
 - ①**総務委員会**～青少年問題の把握・県市町村民会議への参画・法人化の検討・財源の確保
 - ②**後継者養成委員会**～各都道府県での入門講座開催・テキストの活用と通信制の検討・新7期養成講座開催・
 - ③**広報委員会**～ネットの活用(HP,FB,Eメール,Gメール他)活動事例集の作成。アド連だよりの刊行
 - ④**法人化・組織対策委員会**～組織調査、新規会員確保と休眠組織の覚醒、組織の確立と法人化、財源確保・会員拡大

11

6~2 子どもが伸びるチャンスを活かそう

- ～家族の一員としての自覚を高めるために
- 1) 家庭の教育力をたかめよう！！親の役割～
 - ・ ・ ・ 子ども（家族）と一緒に○○しよう・ ・ ・
- （親子の絆～親子関係の希薄化・規範意識の低下・コミュニケーション能力の低下・いじめ・少年非行等～根本原因の改善）
- ①出来ることは進んでしよう～大人も子どもに家族の一員としての役割を持たせよう（幼児期は家事の手伝いを。児童期以降は役割を）～自立の基礎をつくり・ ・ ・ 親も助かる
- ②あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず（オウム返しで）返事をしよう～社会性の基礎づくり
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進（趣意書は別紙のとおり）～感謝の心・共に生きる心を育てる
- ④「家庭の日」運動の見直し作業の開始～（先ず現状把握を）

12

2) 地域の教育力を高めよう～社会性の涵養

～地域住民の一人としての自覚を高めるために

・・・住んでる地域に、出番をつくろう・・・

…地域と関わり、体験活動を通して、社会規範を身に付けよう…

①地域行事の中で 子どもの出番(役割・輝く場所)をつくろう～**子どもを中心とした季節行事・各種の祭り・イベントに**

②あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をしよう・オアシス運動

「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進(趣意書は別紙)

・家庭でも地域でも～「ありがとう」で子育てを！

・その子を認める最強のことば…(自己肯定感を育てる)…

③来た時よりも美しく～後から来る人のために

…思いやり…見えない人への配慮を…歴史・文化の継承…

13

6～3 育成運動に参画しその活性化を図る

1) 市町村民会議に参画し活性化を図る

①子どもが伸びるチャンスを活かす運動の提唱推進

②ありがとう一日100回運動の提唱と実践

2) 都道府県民会議への参画と連携強化

①各アド協議会との連携

②子どもが伸びるチャンスを活かす。ありがとう一日100回運動の提唱

③従来からの運動の評価・反省・見直し

④全国県民会議連合会への加入促進

・未加入県は26県あり～アド組織のある県での加入奨励を行う

14

6～4 基本法制定要望運動の強化

1) 独自の運動継続と強化

- ① 国会議員への要望～全国会議員へ要望書提出
- ② 地方議会へ国への制定要望を求める「意見書の提出」を陳情～取組の拡大を！
- ③ 署名運動の検討を！

2) 全国県民会議連合会との連携強化～連合会・各県民会議から地方議会へ「意見書の提出」を陳情するよう要請

3) 関係する諸団体との連携～基本法制定要望を行っている団体との連携

4) その他、地方では解決できない青少年問題を国へ要望

15

7. アド運動躍進のために～新たな挑戦

～常に自らに問い合わせよ！！このままで良いか？と～

・ 私たちが築く「令和」の新時代

- ① 自分を磨こう～自ら学習・実践を積み重ねて～
私は修行僧に…人生とは、自分を磨く旅である(邦道)
- ② 地域の青少年育成運動に目を向けよう
自ら進んで身近なところから参画しよう…(団体・自治会・学校)
参画しながら、青少年に出番を創る家庭・地域づくりを
- ③ 社会問題・行政や国の施策に関心を持とう
～青少年健全育成基本法の制定要望ほか
- ④ 情報の交流・活用をせよ～人間の血液・組織を動かす血液である。友愛と信頼を生み、同志を団結させる力になる
- ⑤ 率先垂範～やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かじ…来た時よりも美しく…ご清聴に感謝

16

公益財団法人 福山市スポーツ協会 青少年育成課 上村 脩

福山市の「ひきこもり支援」 活動について

「ひきこもり」とは



就学も就職もせず、家族以外の友人・知人などといった人間関係を長期間持たずに入り込む状態。

人間関係から遠ざかっている状態。

ひきこもり状態に陥る原因



ひきこもった原因で多いもの

若年層

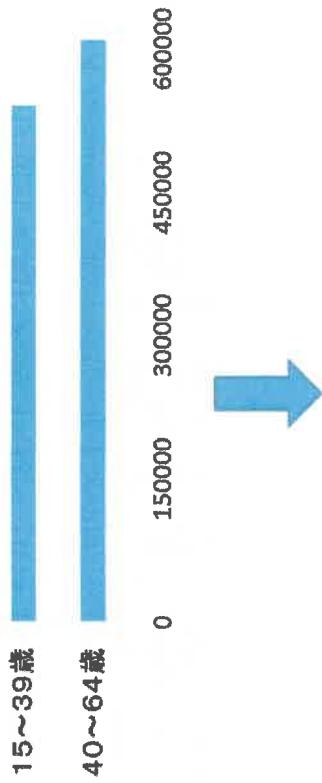
「いじめ」「受験・就職活動での挫折」など

高齢層

「離職」「人間関係のもつれ」など



内閣府調査発表(2019年)



人間関係や社会での「つまづき」から立ち直れないでいる。

人口の約1%がひきこもり状態にある。

福山市の取組について

①青少年育成自立支援事業
社会体験活動プログラム
(2007年～)



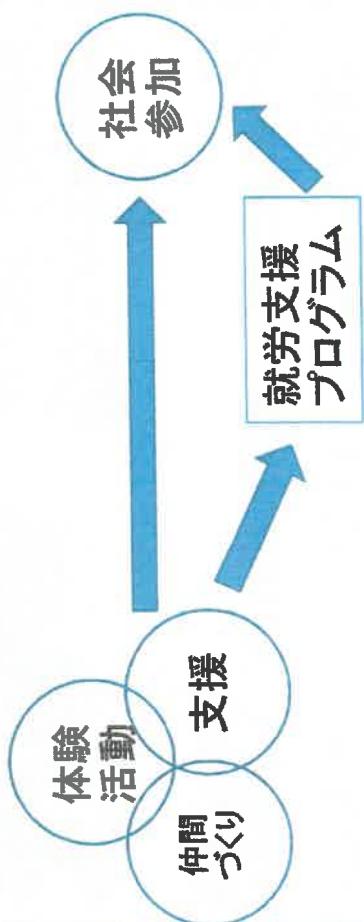
【対象】
【福山市在住の概ね15歳～39歳の若者】

- 学校や社会に馴染みにくい、目的がもてない、何をしていいのかわからぬ人。
- ひきこもりがちな状態から社会へ一步踏み出したいと考えている人。

5月～2月の間、週一回のペースで活動を実施。
(年間37回)

プログラムの目標

→進学、就職などの社会参加。



ボランティア活動

地域の公園や施設の清掃など多くの人からたくさんのお手伝いをうながす体験。



スポーツ・レクリエーション体験

体を動かし、人と交わり、誰かと一緒に過ごす楽しさを学ぶ体験。



個人面談

臨床心理士の先生による個人カウンセリングを定期的に実施。
親しい人にこそ話しかにくく本音を打ち明けることで、気持ちを軽くする。



就職活動支援

自分の将来を前向きに考える、なりたい自分を探す体験。



カリキュラム以外の活動

落語や舞台鑑賞などの文化活動。
地域のお祭りの手伝いなどのボランティア活動も希望者を募って実施。



家族交流会

同じ悩みを抱えるご家族同士の交流、学びの場として定期的に実施（年4回）。情報交換や相談、各家庭の状況や取組みなどについて話し合う。



ひらつヒースペース YuRuRi

- プログラム参加者たちの居場所として何をしてもいい、何もしなくてもいい「居場所」
- ひきこもりがちな若者の家以外の出かける場所。

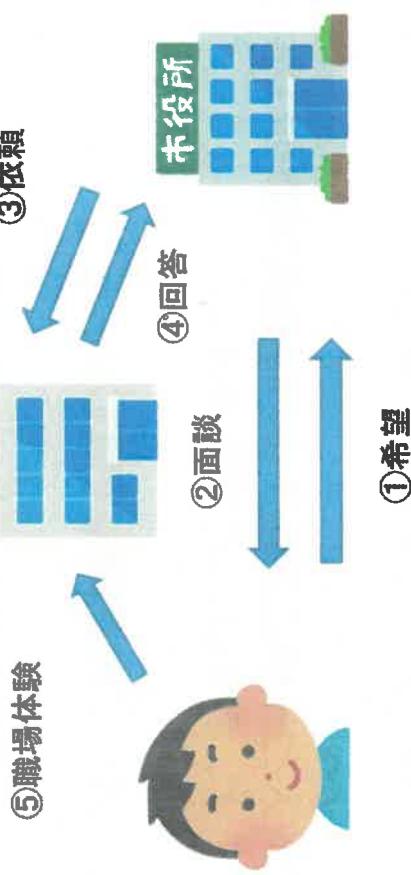


RiMふくやま地下2階
平日10時～18時30分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

プログラムにはまだ参加できない…

- 人と一緒に活動するのは抵抗があるけれど、家の外に居場所がほしい。
- 誰かに話を聞いてほしい。
- いきなり友達とかじやなくていいから、ゆるく人とつながりたい。

②就労支援プログラム



【対象】

社会体験活動プログラムを通じて就労意欲が湧いた人。

【内容】

市内の協力企業での職場体験。
(スーパー、清掃会社、社会福祉協議会など)

【目的】

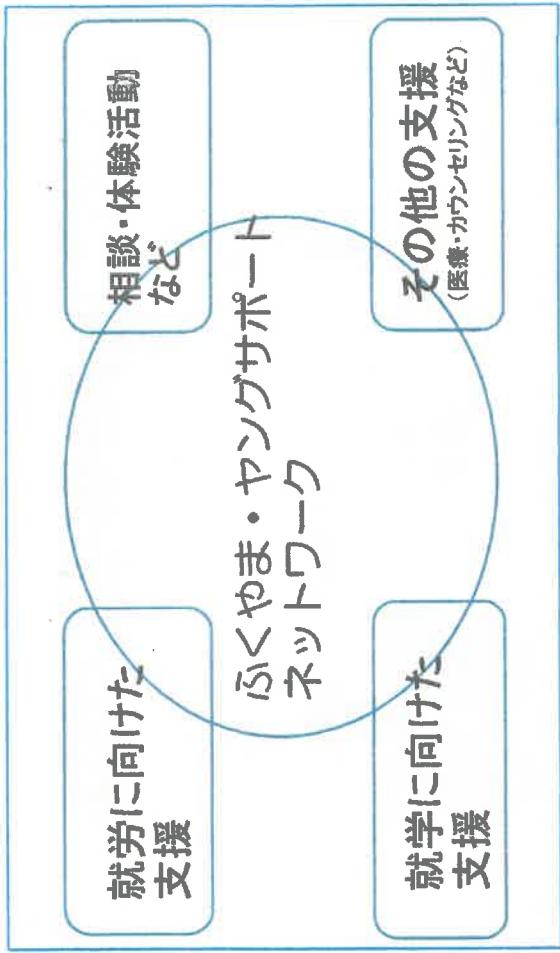
興味のある職種の職場で実際に働いてみることで、理解を深めるとともに、働く自信をつける。

- ・協力企業数：40社
- ・業種：小売、製造、建設、福祉など
- ・体験期間：1～5日程度（最大10日）
- ・費用弁償（福山市より支給）
 - 本人：1日2,000円
 - 企業：1日3,000円

行政と市内で活動する民間団体との連携

ふくやま・ヤングサポートネットワーク
(愛称 PAI×2)

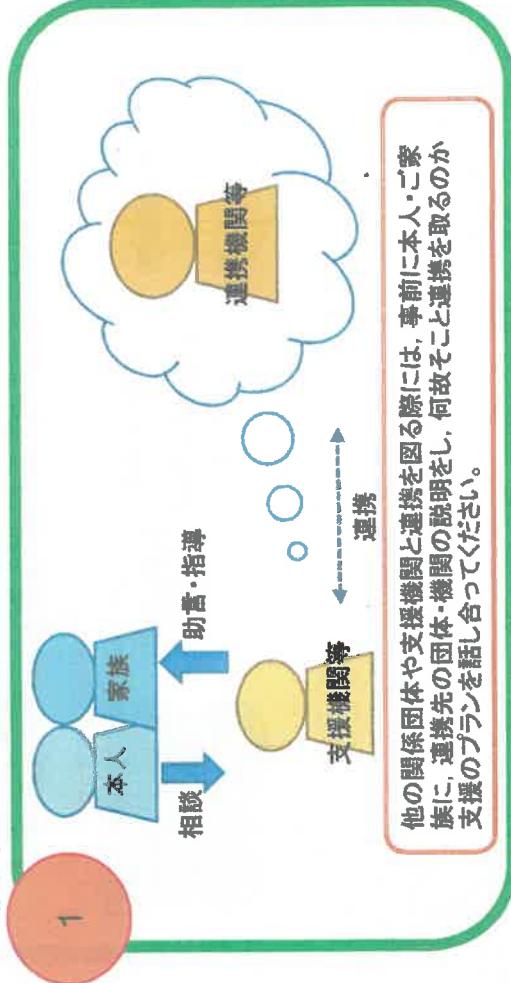
福山市内でひきこもり・不登校
など困難な問題を抱える若者を支援するNPO
福山ど民えんの団つうな等越



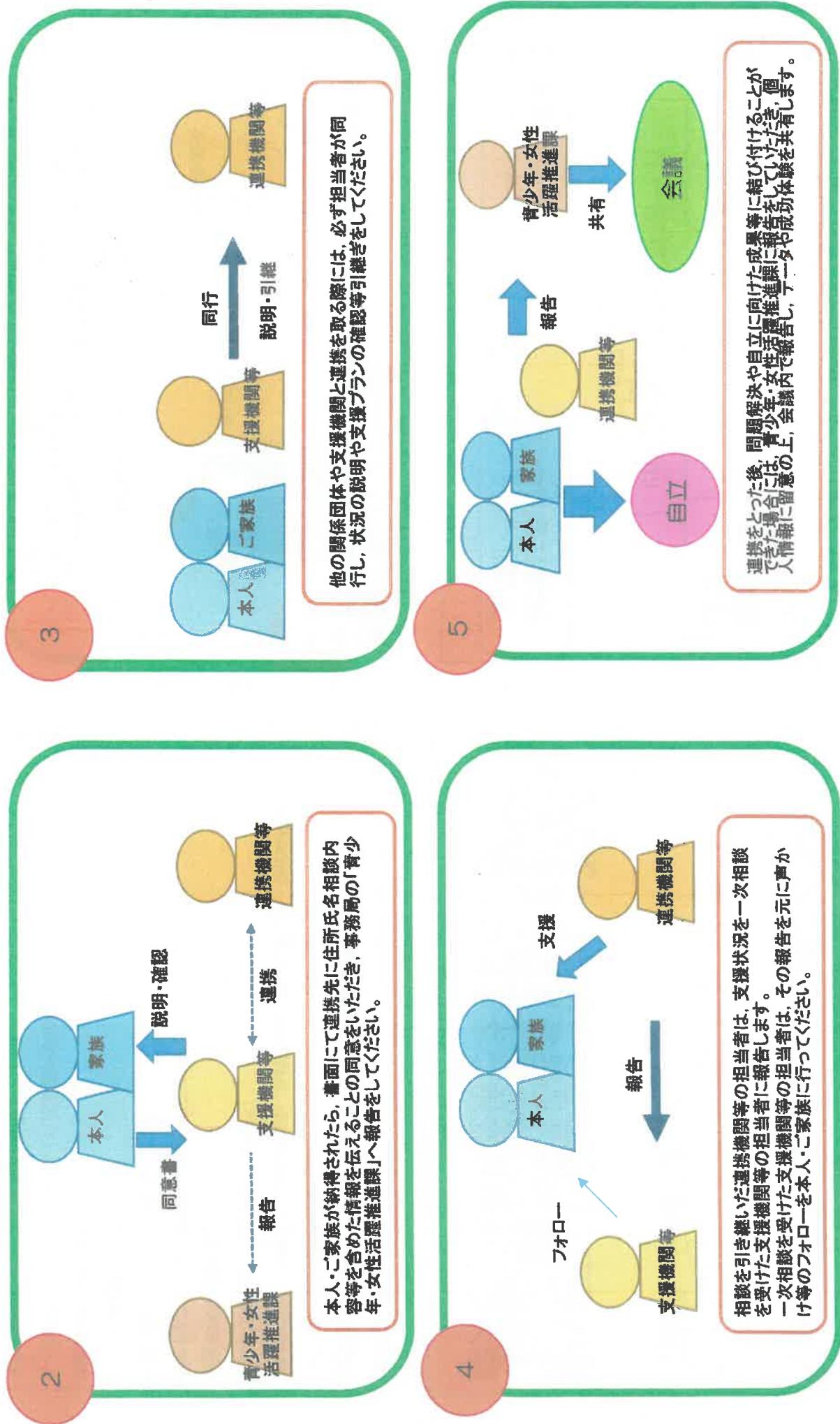
構成団体・機関
公益財団法人 福山市スポーツ協会、青少年・女性活躍推進課

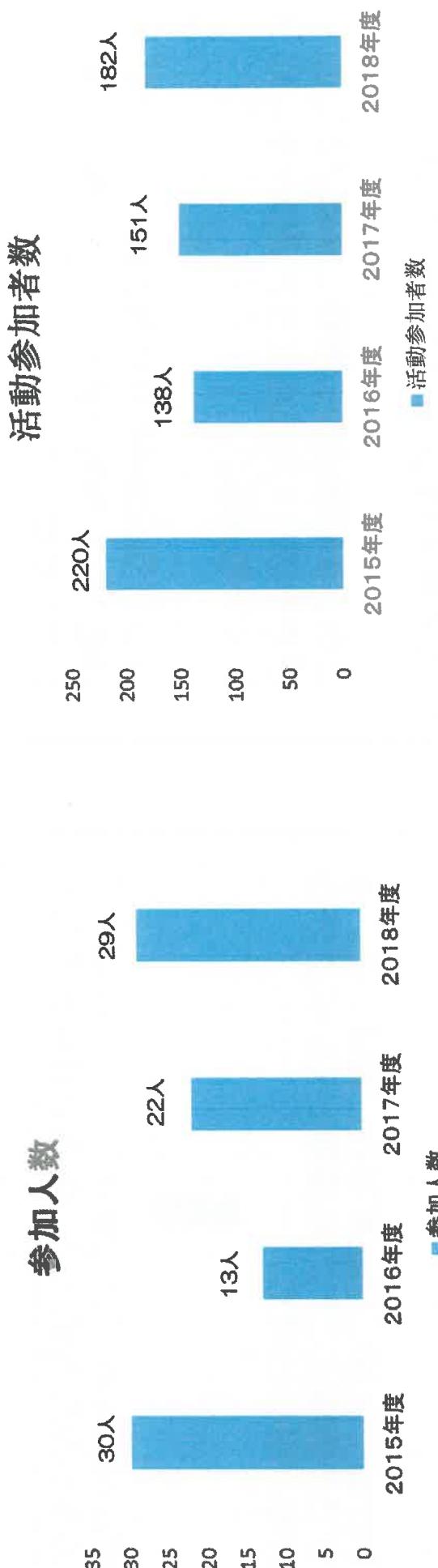
- その他の市役所関係部署
- 学びづくり課（市教委）、生活福祉課、産業振興課、障がい福祉課、福祉総務課
- ネットボラ推進課、健康推進課（保健所）
- 特定非営利活動法人
- どりいむスイッチ、子ども・若者支援マイプレイス、ふくでん
- 学習支援ヴァバウス、フリマドンナ
- 一般民間団体
- 家族と教育を考える会
- みんなのカウンセリングルーム（YJ心理臨床事務所）
- 退所児童等アフターケア事業所「カモミール」

連携の際のフロー図

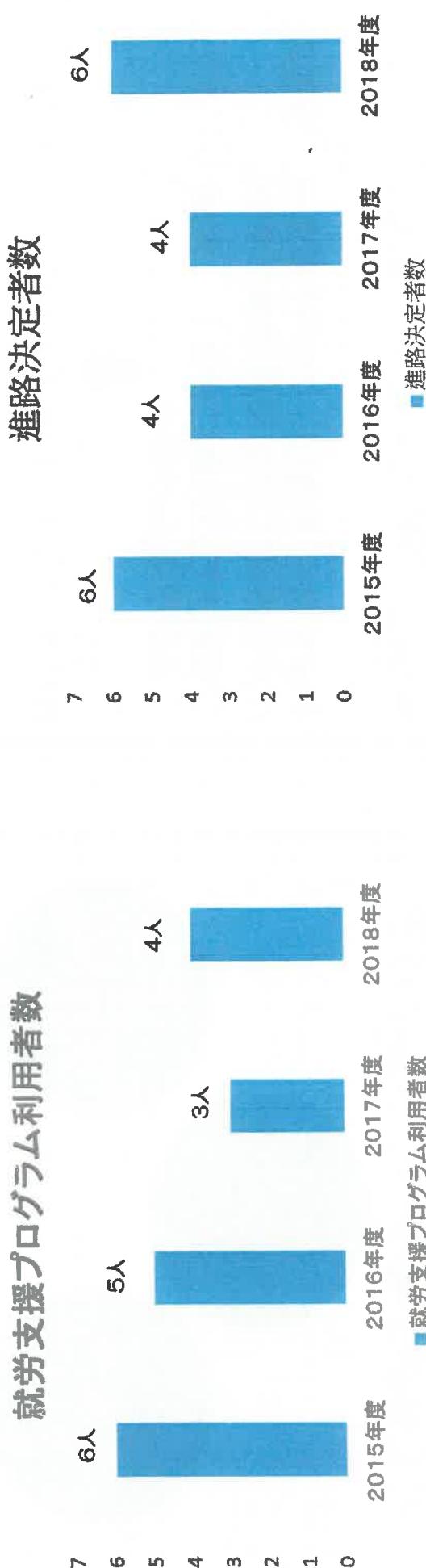


他の関係団体や支援機関と連携を図る際には、事前に本人・ご家族に、連携先の団体・機関の説明をし、何故そこで連携を取るのか、支援のプランを話し合ってください。





6 7



社会体験活動プログラムの成果



成果の実例（Aくんの場合）

小学校から不登校。中学校卒業後、担任の先生の勧めで自立支援事業に参加。3年間全ての活動に参加し、体験や人とのつながりから自信をつけていった。

↓

昨年末からスーパーでアルバイトを開始。

そして…

初任給で家族に回転寿司をご馳走した。今までの感謝とこれから頑張ってしていくという決意を感じられた。

↓

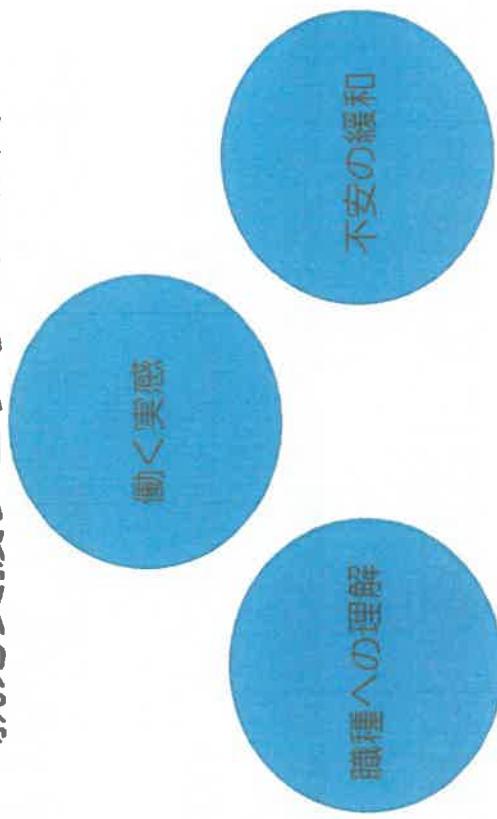
現在はフルタイムで働いている。任される仕事も増え大変だが、地域の食卓を支える仕事にやりがいを感じている。

社会体験活動プログラムの課題

- ・さまざまな理由から活動に参加することができない人たちへどうアプローチしていくかを考える。

- ・プログラムや相談会の周知啓発。支援が必要な人に情報が届くように、情報発信の方法を模索していく。

就労支援プログラムの成果



就労支援プログラムの課題

- ・希望職種は一人ひとり異なるので、より多くの企業の協力を得て選択肢を増やす。
- ・車の免許を持つていない人が多く、通勤手段が大きな課題。市内全域に協力企業のネットワークを築く必要がある。

課題への取り組み

- ・義務的に就労を押し付けるのではなく、本人の希望と状況に添つた形での支援を実施する。安定した人間関係をベースにともに歩む。

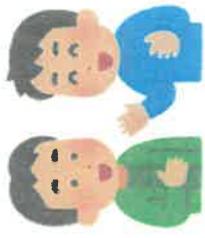
- ・合同相談会、講習会を定期的に実施し、活動を広く普及・浸透させる。

「今の状況から抜け出したい。でも、どうすればいいかわからぬ」

彼らが一步踏み出すためには
周囲の大人の「関わり」

が最も重要。

**顔を見る 話を聞く
一緒に笑う**



「普通」の人間関係を築き、心を通わせる。

不安を煽るのではなく、希望や安心をベースにした思いを共有しながら人の輪の中に導いていく。

就労は自立のゴールではない。

働きだせば全てが解決するということではない。
就労は「自立」への1ステップに過ぎない。



働くことで収入を得て、様々なことを体験し、毎日「自立」として過ごす。が、「自立」したことで毎日楽しく野生きを楽しむこと。

そのためにはどうすればいいのか、何ができるのかを本人と一緒に考える。

働きだしてからも、良き友人良き相談相手としてつながりを保つ。

辛いとき、うまくいかなかつたときにいつでも相談できる人が近くにいることを知つてもらう。

けん玉は

38mm.

やる気、ねばり、遊び心

集中力、挑戦力、etcを引き出す

脳トレーニングです。 すべての道

は けん玉から……

そもそも、けん玉と言うのは伝承玩具で、日本において二百年もの長い間、連綿として受け継がれてきた遊びである。

今でこそけん玉の教本が出ているが、昔は勿論そうしたものは、一切なかった。親が子に、子が孫にそして横町のあんちゃんが町内の子ども達にと言うように、手をとって教えてきたものなのである。

このように教え教えられると言う人間関係の中で、けん玉が命脈を保ってきたことを忘れてはならない、まさに、けん玉は生きているのである。

縁あってけん玉を志している我々には、この健康的な伝承玩具を出来るだけ多くの人に教えて、後世に伝えていくという責任があると思う。

人に教えるということは、教える本人にとって多くのメリットのあることである。

よく『けん玉上達のこつは何ですか?』と聞かれると、『一にも二にも練習だ』と答える人が多い。たしかにけん玉と言うのは体を使う技だから反復練習によって、体に正しい動きを覚えこませることは必要である。しかし、それだけではいけない、けん玉と言うのは、人に教えることによって自分の技も上達すると言うことを、ぜひ知りたいものである。

他人は鏡である。他人に技を教えながら自分の技を反省し、さらに改良を加えていく。このことによって、本人の技は飛躍的に上達していく。けん玉はけっして孤独な遊びではない。沢山の人と心を通わせて、己の心と技を磨く遊びなのだ。

これは、日本けん玉協会初代会長 藤原一生 十段のおもいです。1975年5月、(昭和50年)、協会設立

私は、会長のこの『熱いおもい』に生きるエネルギーをもらい続けて、けん玉の極道を続いている一人です。退職してもう十幾年が経過しましたが、お陰様で、けん玉が保育園、幼稚園、小学校から大学、日本を飛び出して、モンゴル、東アフリカ、内モンゴル、ベトナム、サンディエゴ、メキシコ、グアム、サイパン(テニアン島)、各国で日本のけん玉を伝承し、楽しめています。

けん玉は、人とひとを、結び、笑顔の『心づくり、体づくり、脳トレ』をしてくれます。やったー、できたーの嬉しい達成感を味あわせてくれます。

日本けん玉協会 西中国ブロック長 今田弘武

桃 戦 !!

実力を チエック してみよう !!

先生も、子ども達といっしょに挑戦してみてください。なかなかできないときは、分解指導法でテクニックを身につけさせるようにしましょう。ひとつの技でも、連続技でも、その技を分解し、

できない部分のテクニックを練習させることで、技全体をクリアしていくというものです。「日本一周」「世界一周」など、むずかしい技ほど効果的です。

級位認定表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
種目 級	大皿	小皿	中皿	ろうそく	とめけん	飛行機	ふりけん	日本一周	世界一周	灯台	もしかめ
十級	1										
九級	2	1									
八級	3	2	1								
七級		3	2	1							
六級			3	2	1						4
五級				3	2	1					10
四級					3	2	1				20
三級						3	2	1			30
二級							3	2	1		40
一級								3	2	1	50/2

準初段位認定表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9
種目	とめけん	飛行機	ふりけん	県一周	日本一周	世界一周	灯台	けん先ぱり	もしかめ
回数	5	5	5	4	4	3	2	1	100

- 日本けん玉協会の認定けん玉を使用します。
- No.1～No.10の種目は、10回行ったうち表に書かれている回数の成功が必要です。

No.11の「もしかめ」は1分間に135回以上の速さで行うこと。(級位は2回、準初段位は1回挑戦できます。)

専門委員会

6月24日(月) 9:00~11:10

1 総務委員会

センターハウス 2F 第8会議室

2 後継者養成委員会

センターハウス 2F 第9会議室

3 広報委員会

センターハウス 2F 第10会議室

広島県青少年育成アドバイザー協議会

総務委員会

1 これまでの経過

総務委員会では平成28年度と30年度にそれぞれの都道府県アド連の実情を調査するアンケートを実施してきました。

(1) 平成28年度調査

各都道府県アド連28県を対象に調査、回答県は13県。

主に県アド連の実態、養成講座開催の要否、県民会議との関係を調査。

調査結果を添付しています。(当時の原稿のまま)

(2) 平成30年度調査

各都道府県アド連26県と2賛助会員を対象に調査。回答県は12県1個人。

2 調査からわかったこと

- (1) 10年後、全日本アド連が存在できるのかを率直に検討しました。会員数が減少し、高齢化が進む一方で悲観的な将来しか見えてきません。
しかし、独自の後継者養成講座によりこの間170名の新アドバイザーが誕生しており、今後の各地における後継者養成の取り組みが求められています。
- (2) 執行部が以前から提起している「基本法制定」「法人化」の動きは一部を除き一向に進んでいません。総会で方針は決めても、現場（都道府県アド連）では取り組まれていない現状を承知しつつも、この方針がアド連を強化する道の大きな方法であることは理解されているようです。
では今、令和元年度、率直に意見交換して、どうして取り組みが進まないのかを探りたいと考えます。

3 専門委員会「総務委員会」に参加されるみなさんへのアンケート

二日目の専門委員会を効率よく進めるためにアンケートにお答えください。
総会終了まで係りまで提出してください。

全日本青少年育成アドバイザー県組織活動調査及び県民会議との連携調査 平成28年度

都道府県 提出県	今回調査			会員数			研成講座 開催の可否		主な活動			今後の課題			県民会議		連携内容	
	人員	平均	員	人	員	平均	員	可	能会、懇親会、研修会参加、アド総会 あいさつ運動 個々の活動	可	能会十懇親会に研修会を開催 後討中	研修会後援依頼 常任委員、各種行事案内	研修会後援依頼 常任委員、各種行事案内	2	研修会後援依頼 常任委員、各種行事案内	アドバイザー県組織活動調査 協助金、アドバイザー県組織活動調査後援 理事會から	アドバイザー県組織活動調査 協助金、アドバイザー県組織活動調査後援 理事會から	
1 北海道	○	○	10	63	可							○	○	○	2	研修会後援依頼 常任委員、各種行事案内	アドバイザー県組織活動調査 協助金、アドバイザー県組織活動調査後援 理事會から	
2 宮城	○	○	15	58	可							○	○	○	5	常任委員、各種行事案内	アドバイザー県組織活動調査 協助金、アドバイザー県組織活動調査後援 理事會から	
3 岩手	○	○	21	45	否							○	○	○	4	理事会に参加	理事會に派遣	
4 沖縄												○	○	○				
5 栃木	○	○	9	50	未定							○	○	○	1			
6 埼玉												○	○	○				
7 千葉																		
8 東京	○	○	16	60	未定													
9 神奈川																		
10 新潟																		
11 富山	○	○	12	63	未定							×	×	×	2	行事案内	研修会講師依頼	
12 石川	○	○	11	48	未定							○	○	○	5			
13 愛知	○	○	76	45	可							×	×	○	4	事業参加依頼、表彰 総会等で事業説明	各事業後援、参加、講師派遣	
14 岐阜	○	○	50		未定							○	○	○	3	少年主張審査員 各種行事	少年主張審査員 各種事業参加	
15 岡井	○	○	27		百							○	○	○	2	事業案内	事業参加	
16 遠賀	○	○	21	69	百							○	○	○	3			
17 京都	○	○	10	68	否							○	○	○				
18 兵庫	○	○	16	63	可							○	○	○				
19 和歌山																		
20 鳥取	○	○	20	60	可							○	○	○	4	研修会共催、補助金支出	委員への参加、各行事協力	
21 島根																		
22 岐阜	○	○	42	65	未定							4	4	4	4	各種行事案内参加	内閣府研修人選	
23 広島																		
24 山口																		
25 徳島	○	○	46		可							×	×	×	4	事業の実施協力	青少年センターまつり参加	
26 香川	○	○	20	63	未定							×	○	○	3	常任委員就任	総会に招請	
27 愛媛	○	○	50		可							○	○	○	4	事務を負担	委員への就任、各行事協力	
28 高知																		

平成30年度総会後の方針の取り組み状況（概括表）

1 青少年健全育成基本法の制定運動		加入道府県・賛助会員											
(1) 国会議員への要望書郵送	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・送付済み													
・送付予定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・送付するか未定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(2) アド田々人のいがや要望	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・行っている													
・個々の判断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・未確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 地方自治体議会への陳情	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・行つた													
・行っていない	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2 子どもが伸びるチャンスを活かそう	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・行っている	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・行う予定がある													
・未定													
3 県民会議、市町村会議との関係	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・良好な関係													
・ケースバイケースで対応	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・疎遠、会員程度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・その他													
4 アド連の法人化	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・前向きに検討													
・目的不明、課題多すぎ難しい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・話題になることはない	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・そもそも反対													
(参考) アド連入門講座の取り組み	北海道 宮城 岩手 茨城 埼玉 東京 新潟 石川 愛知 岐阜 福井 滋賀 京都 兵庫 和歌山 岐阜 山口 徳島 香川 愛媛 高知 田中 遠田	◎											
・開催済み	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・開催予定													
・開催不可	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

1 青少年健全育成基本法の制定運動

(愛知) 春日井市議会に陳情 (栃木) 矢板市議会に陳情

2 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」を意識した取り組み

(岐阜) 県アド連総会で、チャンスを活かす運動、挨拶運動について研修し、個々の会員に周知。

(愛知) 情報モラルの紙芝居、かるた取りで子どもたちの年齢に応じたアプローチを行っている。紙飛行機、竹鉄砲、風車、なわとび等子ども体験教室を10月13日名古屋市内の公園（子ども180名参加）と10月21日寺院マルシェ（70名参加）で行った。

2月17日又は3月3日の研究集会で、事例をもとにアドの取り組みを研究する。情報モラル啓発委員会とキャリア形成委員会を立ち上げ具体的取り組みを検討している。

(岩手) 岩手県の「子ども・若者育成支援ネットワーク」のメンバーに入っている。

(京都) ふるさと田辺東体験学習委員会の行事に（作って遊ぼう野外活動、魚つり等）に参加している。

(埼玉) 各市町村の教育委員会との行事とタイアップして啓発活動を共にしている。

(賛助) 個人的な行事参加はある。

(東京) 一般募集のイベントで一部を子ども会員達に考えさせ実践させる。「市民館から脱出せよ」閉じ込められた子ども達が、体と頭を使って問題や課題をクリアして行くゲームで、問題やトラップがどこかに一つ入るようにする、などからです。

(東京) 個人的に努力している会員はいるが、「大人が枠を決めてやらないと」という考え方が多いため、少しずつ子どもの力を示す内容を考えながら活動している。一部を各チームが考え、考えたそれを他のチームの時に発動する。他のグループが考えた問題かと

(北海道) 国際交流センター長という立場で各会合のときには、小中学校の生徒とのふれあいの中で実施、また、ニューモラルという本を渡し道徳教育の一環を担わせていただいている。

札幌市西区では「八軒中央すまいるネット」というネットワークが実践されている。

(広島) 各地区に根差した子どもたちの活動に参加や各実行委員会が計画したブースに会員が取り組んでいる。(安佐北ちびっ子広場、広地区教育祭、子ども邦楽伝承活動等)

3 都道府県・市町村会議との関係

(埼玉) ほぼ疎遠状態となっている。

(北海道) 以前は協会の評議員だったが今はその役もない。

4 全国アド連の法人化

(岩手) 目的は理解しているが課題が多い。NPOは会計報告も難しくなっている。

(埼玉) 課題が多く難しいという人が多い。

(賛助) 検討する場がない

後継者養成専門委員会

1 平成30年度の事業報告

(1) アドバイザー入門講習会の開催状況

北海道、茨城、東京、兵庫、鳥取、広島、徳島、愛媛の各都道府県で各県青少年育成県民会議の協力等を得ながら開催された。

(2) 平成30年度青少年育成アドバイザー養成講習会（以下：全日本アド講習会）実施状況

① 平成30年度全日本アド講習会新受講者参加状況

北海道	1	岩手県	3	秋田県	1	栃木県	1	山梨県	1
長野県	1	石川県	1	愛知県	1	滋賀県	3	奈良県	1
大阪府	1	兵庫県	1	広島県	1	鳥取県	1	島根県	3
山口県	1	愛媛県	2	沖縄県	1		計	25名	

関係者の努力により新受講者 25 名（内新受講者昨年度は 20 県 44 名で今年度は 18 県 25 名）が集まった。特徴として全日本アド連に加盟していない秋田、山梨、長野、奈良、大阪、沖縄の各県から受講生があった。また、山口県、島根県、石川県と初めて受講があり県別では広がりを見せた（別紙県別受講者一覧）。常連の宮城県、愛知県、兵庫県が少なくなった。ブロック別では東北・北海道が 5 名、関東甲信越が 3 名、東海北陸が 2 名、近畿が 6 名、中国四国が 8 名、九州が 1 名となった。関東甲信越、東海北陸ブロックの減少が全体の数字を押し下げた。

今後は青少年育成県民会議を通じた PR、既アドバイザー組織の呼びかけなど地道な人材の発掘が大切となる。また、全日本に加入していない県のアドの皆様に如何に全日本アド連に加入してもらうかが課題となる。

② 既アドバイザー受講状況

北海道	1	茨城県	1	埼玉県	1	東京都	4	富山県	1
愛知県	4	愛媛県	3	広島県	2	鳥取県	2	沖縄県	1
鹿児島県	1						計	21名	

28 県中で 11 県参加があり前年と同じ。未加入の沖縄県、鹿児島県より受講があった。

③ 運営からの意見

- ・参加者を増やすにはアドバイザーによる声掛け勧誘が大きな効果をあげる。（アンケートからも）
- ・講義時間厳守と予定時間変更を最小限にしないと休憩が取れなくなってしまう。
- ・全体の受講者が 46 名と以前と比較すると 15 名程少なかった。少なかった県、ブロックの今後の取組を強化していく必要がある。
- ・今回、新受講者全員が 2 泊 3 日の全日程を受講してくれた。
- ・子どもゆめ基金からの助成金額の確定、入金が年度内に定まらず実施後の処理報告に支障をきたした。

④ 新受講者アンケート

質問項目	回答項目	男性	女性	合計
①性別はどちらですか		14	8	22
②年齢はどの区分ですか	1 20~30歳代	5	1	6
	2 40・50歳代	7	6	13
	3 60歳代以上	2	1	3
③この講習会はどこで知りましたか	1 青少年アドバイザーの奨め	5	4	9
	2 ホームページで	1	0	1
	3 青少年育成県・市民会議のお知らせ	7	3	10
	4 行政担当者から	1	0	1
	5 県の入門講座に参加して	0	1	1
	6 その他（チラシを見て等）	0	0	0
④参加費用はどのように	1 全て自分のお金で	8	3	11
	2 青少年育成県・市民会議から全額負担	2	3	5
	3 青少年育成県・市民会議の一部補助	1	0	1
	4 仲間からカンパ	0	0	0
	5 所属団体のお金で	3	0	3
	6 その他（職場出張）	0	2	2
⑤特に参考になった講義は (3つ挙げて下さい)	1 アドバイザーの役割	3	2	5
	2 青少年の発達理解と課題	6	3	9
	3 青年リーダーとは	2	0	2
	4 青少年を育むまちづくり	8	1	9
	5 ネット時代の役割	9	8	17
	6 青少年の居場所づくり	4	1	5
	7 子どもの相談	2	4	6
	8 精神疾患の理解と向かい方	2	5	7
⑥グループワークは自分の意見がよく言えましたか	1 よく言えた	3	4	7
	2 言えた	8	4	12
	3 言えなかった	3	0	3
	4 よく理解できず言えなかった	0	0	0
⑦青少年育成アドバイザーについて理解できましたか	1 よく理解できた	6	2	8
	2 なんとなく理解できた	6	6	12
	3 どちらとも	2	0	0
	4 よくわからなかった	0	0	0

⑧ その他ご意見・要望がありましたら自由にお書きください

男性の声

・今回の講義・講話・講座を忘れることなく地域で活かしたい。。。宣言！ 第7期講習会お疲れ様と共に

お世話になりました。追伸：出会いも忘れることなく。(40~50歳代)

- 自分ができることから始めていきたい。青少年の健全育成のために子どもに寄り添って。(20代~30歳代)
 - 良くも悪くも刺激になりました。大人側の意見に寄っている印象を受けましたので、子供(青少年)寄りの意見を取り入れて下さい。(20代~30歳代)
 - 講義の時間は90分くらいが良いのでは?(60歳代)
 - 自分の地域で起こっていることを話せ、その対策まで考えることが出来、即戦力になり、とても良かった。ありがとうございました。(40~50歳代)
 - 多才な講師陣に感謝します。費用はかかりますが、参加して大変良かった。グループメンバーにも感謝したい。(40~50歳代)
 - アドバイザーはえらそうな感じがします。チャレンジャーという言葉(福留先生)がよかったです。いろいろな仕組み、みんなの力を活かせるようにチャレンジしていきたいと思います。(40~50歳代)
 - 社会の環境の変化に添って青少年育成が大切な役割が語られてくるのではないか。今、青少年のためにアドバイザーは何を出来るのかを常に問いかけてやって行ければと考えさせられた。「ありがとう」の言葉に感謝を込めて活動してやれればと考えられました。(60歳以上 佐藤信雄)

女性の声

- 休憩時間は確実にとりたい。ワークの時間を効率よく使いたいので、所要時間など変更は早めに伝えてほしい。ワーク討議中や懇親中の配布物はご遠慮いただきたい。すみませんいろいろ文句を書きましたが。大変お世話になりました。(20~30歳代)
- ありがとうございました。たくさんのおみやげを頂きました。仲間に還元いたします。(40~50歳代)
- いろんな意見が聞けて良かった。これから出来ることから少しずつチャレンジしていこうと思う。(40~50歳代)
- 会場(オリンピック記念青少年総合センター)の案内地図を配布資料の中に入れて欲しいです。初日とても迷い、時間ロスがかなりありました。A棟宿泊部屋が狭いうえに汚れていたので、追加料金を払ってでもD棟に泊まりたかったです。AかDか選べるようにしていただければ嬉しかったです。いろいろ大変かとは思われますが運営側の時間厳守をお願いいたします。(休憩時間などが減り、よりタイトになりますので)ありがとうございました。(40~50歳代)

(3) アドバイザー第7期生認定者

25名中14名の方の申請があり、平成31年4月14日(日)の認定委員会で慎重審議した結果、下記の14名を認定した。

北海道	原田 優司	岩手県	高橋 弓 花坂 真喜子
秋田県	佐藤 信雄	栃木県	樋口 潤
長野県	宮川 慶悟	愛知県	坂口 朋寛
兵庫県	後藤 貴久子	広島県	長島 佐加美
鳥取県	山本 達哉	島根県	石田 侑生 青木 智美
愛媛県	若洲 直也	沖縄県	我如古 隆

まだ11名の方々が認定されていないので11月下旬の第2回認定委員会に申請書を提出するようフォローしていく。

(4) アドバイザー第6期生の認定

平成30年4月14日（土）のアド認定委員会で平成29年度受講者44名中33名を認定（30年度総会資料で報告済）した。同年11月28日（水）に第2回認定委員会を開き申請のあった次の7名を認定した。まだ4名の方々が未認定である。

埼玉県	佐藤 富美 高田 千春	東京都	松下 文洋
千葉県	待山 弘	岐阜県	雲英 顯一 辻 晃一
滋賀県	小島 るり子		

(5) 認定過程でのいくつかの問題点

- ①入門講座を受けてなく全日本アド講習を修了した場合、認定の条件として「後日主催者が指定する補講を受ける」となっているが、県とか市で青少年育成に関わっている方はどんな講習会や研修会に参加してよいか分からず、ネットで調べる教えるが該当する事業に参加するには時間がかかり、認定まで期日が必要となる。.
- ②県アド連が後継者を育て、運動を発展させて行こうとする方針を持っていないと補講の支援ができない。よって認定の条件が確保できない。

(6) アド認定までの手順

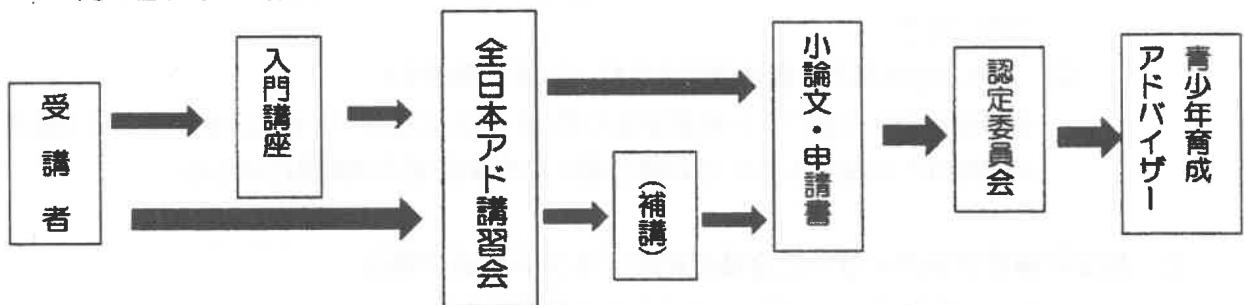
①入門講座修了者

全日本アド講習会修了（2月）➡小論文2編の提出➡第1回認定委員会（4月中旬）開催（入門講座修了十全日本アド講習会修了十小論文十申請書を勘案しふさわしい方を認定）➡認定登録料（8千円【バッジ代含】）の納付依頼➡納付確認後に認定証の交付➡交付は5~6月の各県アド連総会等で行う。そして県アド連に加入。第1回認定委員会に間に合わない未提出者は事情を聴き11月下旬の第2回に間に合わせるよう支援していく。

②入門講座を修了していないが全日本アド講習を修了した人

補講が4月中旬までに間に合えば①に準する方法で認定委員会事務局へ。

間に合わない場合は11月下旬の第2回に間に合うように支援。



③ 全日本アド講習終了後に補講を受け認定申請する手順

ア、 アド連加盟県

全日本アド講習会後に県アドの主催する事業又は当該県市町村並びに県市町村民会議等が実施する青少年育成事業（半日程度）に3回以上参加し、所定の用紙に参加記録を付し、県アド会長に送付する。県アド会長は、所定用紙推薦欄に推薦理由を記し全日本アド連認定委員会事務局に送付する。県アド会長は参加状況を確認し

記名押印しアド会長名で認定申請をする

イ、 アド連未加盟県及びアドバイザー会のない県

全日本コース受講後に当該県市町村並びに県市町村民会議等が実施する青少年育成事業（半日程度）を指定し3回以上参加し、所定の用紙に参加記録を付し、全日本アド連認定委員会事務局に認定申請をする。

ウ、 教員免許、社教主事、青少年担当公民館主事、ユースアドバイザー修了者等は入門コースを学んだものとすることができます、その資格等を認定申請書に記す。

エ、 いずれの場合も小論文2編は必須である。

(7) アド認定審査委員会

平成31年4月10日現在25名中14名の認定書類が事務局に届いた。4月14日16時からの会議で認定作業を行った。14名認定した。

萩原元昭 群馬大学名誉教授（委員長）、福留強 聖徳大学名誉教授、山本邦彦（会長）、谷本治（事務局長）、稻積重雲（富山）、香川勝（香川）、山本又三（東京）、宇野晃（愛知）、8名。アド認定委員会の事務局は宇野晃（愛知）担当した。

(8) 認定登録料について

認定登録料は、8,000円で認定証とバッジを交付し、名簿に載せ管理する。また、2年間機関誌（6回程度）を送付し、全日本アド連3号会員の加入呼びかけもする。など認定とフォローアップに関する諸経費の収入とした。

なお、1期～7期まで認定した方は184名となった。（別紙参照）

(9) 収支決算について

① アド認定特別会計（2号議案参照）

平成29年度の受講者で認定された方は第6期生で40名を認定した。認定登録料未納で内2名、第4期生1名と第5期生1名の納入があり計40名で32万円の収入となった。支出はバッジ購入費が約10万円となり、67,826円の繰り越し金を残すことができた。

② 平成30年度アド養成講習会会計（2号議案参照）

受講者が例年と比べ15名程少なく苦しい会計となった。また、夢基金からの助成金の確定が10連休もあり5月末と遅くなり資金運用が課題となった。

2 青少年育成アドバイザーになるためのテキスト作成の報告

(1) 青少年育成アドバイザーテキスト作成事業報告

趣旨

今日青少年問題で様々な問題が生じ、新しい青少年育成が課題となっています。そのためには、青少年の心身の発達過程を理解し、その健やかな成長と自立を支援するための知識や技術を学び、地域における日常的な各種青少年育成活動の中核となる指導者（青少年育成アドバイザー）が必要とされ、そのための今日的体系的なテキストがなく、今回青少年育成・支援のための入門書を作成します。特に入門講座が開催できない組織のための通

信教育テキストで青少年アドバイザー養成入門講座の統一的な参考書と位置付ける。また、各県・ブロックアドバイザー養成入門講座のテキストとして活用できるものとする。今回は基本論・理論編とし事例集を後日作成することとした。

テキスト作成の経緯

- ① 平成29年11月28・29日全日本青少年育成アドバイザー連合会（略：全日本アド連）理事会及び専門委員会を国立オリンピック記念青少年総合センターで開催して趣旨に沿ったアドバイザーテキストの作成を決める。①作成委員の選出（テキスト作成委員は青少年育成アドバイザー養成講習会講師及び助言者、事務局員として全日本アド連後継者養成委員会メンバー）②編集方法は2月の青少年育成アドバイザー養成講習会（略：アド養成講習会）の講義内容を録音し、講義の先生の了解をとり原稿化し、講義の先生に校正・追加等してもらい作成することを基本とする。したがって執筆者はアド養成講習会の講師・助言者とする。作成する予算がないために、150万円予算に対して100万円の助成を一般社団法人今井光郎文化道徳歴史教育研究会申請することとした。
- ② 平成30年2月23日～25日の平成29年度青少年育成アドバイザー養成講習会を国立オリンピック記念青少年総合センターで開催した。講義の先生にテキスト作成について、録音・原稿化して編集する旨を伝え協力を求めた。
講習会終了後 山本邦彦—講義1本 宇野晃—講義3本 配島裕美—講義2本 の講義の録音の原稿化を行うと決めた。
- ③ 平成30年3月2日に一般社団法人今井光郎文化道徳歴史教育研究会より助成金100万円決定通知書が来て、3月23日に全日本アド連通帳に入金いただいた。
- ④ 平成30年4月14日 作成委員会を国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し執筆の方法、経過報告とテキスト内容と執筆者を選定する。執筆者は、萩原元昭、福留強、柴崎武宏、久田邦明、下田太一、小俣和義、渡部純夫、山本邦彦の8名でいずれもアド養成講習会の講師・助言者。
実質的に作成を加速させるために編集委員会を組織し、編集委員長に萩原元昭、副委員長に福留強、委員に山本邦彦、谷本治、峰テル子、宇野晃、配島裕美の7名とした。
- ⑤ 平成30年5月23日 編集委員会議を国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し次のとおり執筆者内容等を決めた。
☆編集方針 育成アドバイザーになろうとする人向けで、おもしろそう、自分でもやれそう、喜びみたいなものが感じられ、しかもインパクトのあるテキストにするとして、「今緊急に取り組まなければならないこと」を追加することとした。
- ◎ 執筆内容と執筆予定者（敬称略）
はじめに 全日本アド連会長 山本 邦彦
1 総論で 全日本アド連会長 山本 邦彦、群馬大学名誉教授 萩原 元昭、

北海道アド連副会長 石井 光郎

2 実践編で 教育史研究家 久田 邦明、NPO 法人青少年メディア研究協会 理事長 下田 太一、青山学院大学教授 小俣 和義、聖徳大学名誉教授 福留 強、東北福祉大学教授 渡部 純夫、日本経済大学スクールカウンセラー 柴崎武宏、群馬大学名誉教授 萩原 元昭

3 資料編で 聖徳大学名誉教授 福留 強

◎ 発刊予定

9月末日、150~180ページを予定 1,000 冊印刷

◎ 完成後の活用計画

既アドバイザーの必携の書とする

アドバイザー入門講座（コース）のテキストとして活用

教えるインストラクターの講習会開催

アドバイザー養成通信教育テキストとして活用

詳細は 11 月の理事会で決める。

◎ 執筆方法

A5 判の大きさで1人10~12ページとする。字数として 8,000~9,000 字 とする。そのページに写真、イラストも必要なら入れるものとする。

書き方のスタイルは {である調} とする。各章・節・項のところで「アドバイザーとしての役割」を必ず入れること。第一次原稿を 7 月 25 日までに書き上げる。第 2 次原稿は 8 月 5 日までに最終原稿とする予定。

◎ 印刷業者は編集副委員長の福留強氏の紹介業者とするが、8月24日（最終決定）に決める。

⑥ 6月24・25日 全日本アド連総会・研究集会を宮城県松島町「パレス松洲」開催し、編集内容と予算案を提案し原案とおり承認された。特に作成予算が 150 万円ほどかかるので各ブロックで負担冊数目標を示した。100 万円は今井財団から助成があるが残り 50 万円不足。1 冊 1,000 円×500 冊=500,000 円と見積もる。負担金東北・北海道ブロック（B）で 50 冊、関東甲信越 B で 50 冊、東海北陸 B で 100 冊、近畿 B で 50 冊、中国四国 B で 100 冊、養成講習会で 50 冊、通信教育で 100 冊を年度内に購入消化することとした。

⑦ 7月30日 編集委員会を国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し執筆状況の確認と出版社の「東京創作出版」代表 永島静香との打ち合わせ。本のタイトルを『子ども若者と共に』—青少年育成アドバイザー必携一と決めた。また、出版社から完成までのスケジュールの提示と調整を行った。青山学院大学の小俣先生は多忙のため執筆できないとのことで内閣府の『青少年育成支援読本』の中の中央大学教授古賀正義先生の論文を転載することとし、内閣府と古賀先生に転載の了承をもとめることとした。また、「青少年育成と行政の関り」が北海道アド連副会長の石井光郎氏から愛知県アド連相談役の小田元一氏に代わった。

⑧ 8月24日 編集委員会を国立オリンピック記念青少年総合センターで開催し初校出した原稿の校正及び見出し、原稿の順番等の調整を行い次のとおりとした。

はじめに 全日本アド連会長 山本 邦彦

第一部 総論

1章 青少年の可能性を引き出すために

(1) 青少年育成運動の必要性

全日本アド連会長 山本 邦彦

(2) 青少年育成アドバイザーへの期待

全日本アド連会長 山本 邦彦

2章 青少年育成と行政との関り

愛知県アド連相談役 小田 元一

3章 青少年の発達過程についての理解と課題

群馬大学名誉教授 萩原 元昭

第二部 実践編

1章 子どもと若者の居場所

教育史研究家 久田 邦明

2章 子どもたちにとってケータイ・スマホとは何か？

NPO 法人青少年メディア研究協会 理事長 下田 太一

3章 困難を抱える子ども・若者への支援

中央大学教授 古賀 正義

4章 まちづくりの中の青少年育成

聖徳大学名誉教授 福留 強

5章 青少年の相談・助言

東北福祉大学教授 渡部 純夫

(1) 子ども・若者の心理
(2) 交流分析によるアプローチ

さいたま市スクールカウンセラー
柴崎武宏

6章 今緊急に取り組まなければならないこと

(1) 多文化共生社会で求められるもの

群馬大学名誉教授 萩原 元昭

(2) 高齢社会の中の青少年育成

聖徳大学名誉教授 福留 強

資料編 担当 福留先生 児童の権利条約

内閣資料

おわりに 編集委員代表 萩原 元昭

⑨ 8月25日～9月15日にかけて編集委員長、副委員長、全日本アド連会長、出版社、編集委員の宇野晃、配島裕美、各執筆者とメールや電話のやり取りで校正等を行い9月末の完成をみるに至った。

(2) テキスト活用状況（別紙参照）

3 令和元年度の青少年育成アドバイザー養成事業の取組

地域の中核的青少年育成指導者としての資質を得るために入門講座と青少年育成アドバイザー養成講習会修了を基本として養成していく。

(1) 入門講座の開催（入門編・入門コース）

各県、ブロックで全日本アド講習会前に開催する。1日又は1泊2日、数回に分けて開催等工夫すること。（事前に全日本アド連事務局に相談のこと）

自安のカリキュラムとして

☆入門講座カリキュラム例

科 目	内 容	時 間	単 位
①アドバイザーの役割	青少年育成についての基本的な考え方やねらい、青少年育成ドバイザーの役割について学びます	1	1
②青少年の理解と育成	人間として成長していくためには、さまざまな発達過程や課題があります。その発達過程や課題を理解し効果的な育成方法を構築できるヒントを学びます。	2	1
③青少年行政や関係法規	県の青少年行政施策の方向や青少年育成に関する法令を理解します。	1	1
④青少年の相談（カウンセリング）又はコーチング	相談・助言の目的と方法の基本や心構え、カウンセリングとコーチングの違い等。演習を通して基本を学びます。	2	1
地域コーディネーターとして	地域には青少年育成に関わる様々な団体や人がいます。青少年育成環境をつくるためどのようなコミュニケーションスキルでまとめればよいか学びます。	2	1
情報交換会	参加者の自己紹介と日頃の取組や地域の課題について語り合う。	1	1
合 計		9	6
県・市町の育成事業参加	青少年育成関係講習会や指導者研修やスキルアップ研修などに参加した		1

◎①～④を青少年育成アドバイザー必携「子ども若者と共に」のテキストを使って既アドバイザーが講義の参考にすることも可能。

(2) 青少年育成アドバイザー養成講習会（全日本アド講習会）

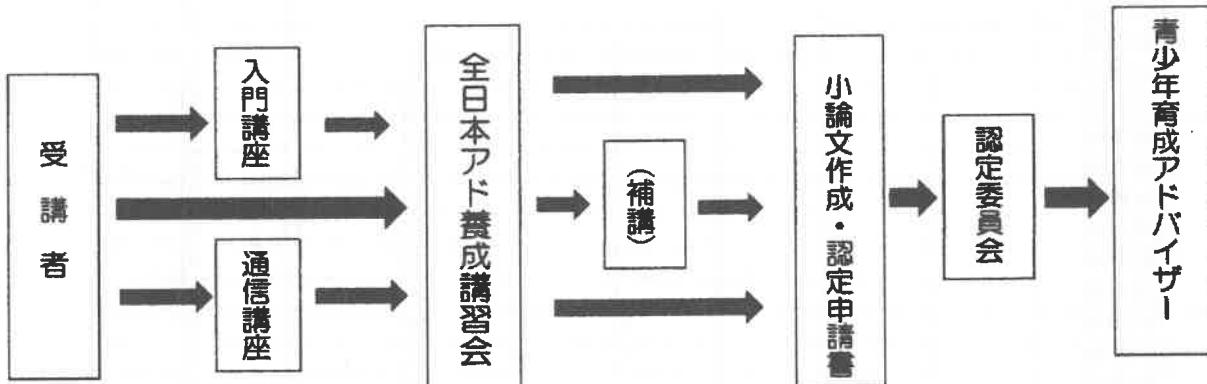
- ①令和元年2月14日（金）～16日（日）で国立オリンピック青少年総合センターのメイン会場（80人室）及びグループワーク室はすべてうまく予約できた。平成30年度反省を活かしよりよい内容を目指す。
- ②予算面では子どもゆめ基金の助成を申請（都道府県規模）していく。
- ③企画・運営・会計は後継者養成専門委員会の協議・決定のもと、主管県のアド東京会が行う。
- ④広島県で開催される第23回全日本アド連総会・研究集会に募集要項案を配布できるようにする。
- ⑤講座の内容は、限られた時間内で青少年育成アドバイザーとして必要な資質（①個々の所属団体を活性化できる②新しいことにチャレンジできる③市町の青少年育成策を企画できる等）を身に付けられる内容とする
- ⑥募集要項は後援機関から講習会とアド認定を区別するよう要請があった。
(令和元年度募集要項は別添参照)

(3) 青少年育成アドバイザーの認定方法・手順は前年度と基本的には同じとする。

4 青少年育成アドバイザー養成通信講座の取組

入門講座を受講することのできない方々を対象に実施する。テキストは昨年度刊行した青少年育成アドバイザー必携「子ども若者と共に」を使う。募集方法、手順、受講料、レポートの提出、講座期間、講師の添削等は今年度検討し令和2年度から実施できるよう取組んでいく。

(イメージ図)



別紙

これまでのアド養成講習会新受講者と認定者並びに受講予定者 (H31.4.30現在)

県別	種別	23年度	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	備考
北海道	受講者			1	2	1	1	1	6	
	認定者			1	2	1	1	1	6	
岩手	受講者		1		1	1	2	3	8	
	認定者		1		0	1	2	2	6	
宮城	受講者				3	3	3		9	
	認定者				3	3	3		9	
秋田	受講者						1	1	2	
	認定者						1	1	2	
山形	受講者						1		1	
	認定者						1		1	
茨木	受講者					3	2		5	
	認定者					3	2		5	
千葉	受講者	1				2	3		6	
	認定者	1				0	2		3	
栃木	受講者						1	1	2	
	認定者						1	1	2	
埼玉	受講者					1	2		3	
	認定者					1	2		3	
東京	受講者			1	5	2	0	8		
	認定者			1	4	2		7		
山梨	受講者						2	1	3	
	認定者						2	0	2	
長野	受講者						1	1	2	
	認定者						1	0	1	
富山	受講者	4	1			3		0	8	
	認定者	4	1			3		1	9	
石川	受講者						1		1	
	認定者	1					0		1	
愛知	受講者	2	27	12	15	5	5	1	67	
	認定者	1	20	12	13	5	3	1	55	
岐阜	受講者	4	3	2	1		4	0	14	
	認定者	4	3	2	1		4	0	14	
滋賀	受講者					1	1	3	5	
	認定者					1	1	0	2	
奈良	受講者						1	1	2	
	認定者						1	0	1	
和歌山	受講者	3			1			0	4	
	認定者	3			0			0	3	
兵庫	受講者	7		1		2	4	1	15	
	認定者	5		1		2	4	1	13	
広島	受講者	3	.				4	1	8	
	認定者	3					3	1	7	
鳥取	受講者				3	1		1	5	
	認定者				3	1		1	5	
愛媛	受講者				3	5	3	2	13	
	認定者				3	5	3	1	12	
鹿児島	受講者	1					1		2	
	認定者	1					1		2	
沖縄	受講者	5	3	5	4			1	18	
	認定者	5	1	2	1			1	10	
島根県	受講者							3	3	
	認定者							2	2	
大阪府	受講者							1	1	
	認定者							0	0	
山口県	受講者							1	1	
	認定者							0	0	
全体	受講者計	13	48	20	35	37	44	25	220	
全体	認定者計	10	42	18	28	31	40	14	184	

全日本アド連認定・登録青少年育成アドバイザーライセンス(平成31年4月15日現在)

広 報 委 員 会

次 第

1. 開会
2. 開会挨拶広報委員長
3. 報告事項
 - 活動事例集について・・・別紙
4. 協議事項(各事項について、およそ15分～20分程度)
 - ・司会進行は、広報委員長が進行する。

(1) ロゴマーク入りの名刺の活用

同一様式の名刺を活用して、アドバイザーの認知度を高めることとし、これらの活用を推奨する。
・名刺を活用していただくためには

(2) 「ありがとう」運動シールの作成と活用

「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、シールを作成配布し、その自覚と啓発活動を推進する。
・広く活用していただくためには？

(3) のぼり旗の活用

のぼり旗の作成し、各県アドの希望に応じて作成・頒布を行う。
・どのようにして、各県へ広めていくのか？

(4) 「全日本アド連だより」の発行

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年3回発行し、ホームページにも掲載する。
・原稿の依頼・各アド連の情報を提供していただくためにどうすればよいか？

(5) 全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。
・情報を提供していただくためにどうすればよいか？
・スムーズに、ホームページにアップできるようにするためには？

(6) 情報連絡網の整備と活用

- ①整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図る。
 - ・グループメール（登録者の拡大）やFB、HP（読者の拡大）の活用。投稿者の拡大をどうすればよいか
- ②全日本理事会・総会・研究集会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用して、意思疎通の緊密化を図ると共に、事務局会議の機会を創って開催する。
- ③各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供し、可能であればホームページに掲載して周知する。
- ④各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努める。
- ⑤Facebookなどを活用して、情報の共有に努める。

(7) 「青少年健全育成基本法」の制定要求運動の継続

- ①連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
- ②各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国會議員（自民党で可）に要望書を持参又は郵送する。
- ③各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。
- ④可能な県アド協は、県・市町村議会への議会議決要請を行う
 - ・活動の推進について、どのように取り組むか？

5. その他

6. 閉会挨拶 広報委員長

